

## ごあいさつ

この度、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「三芳町障がい者福祉計画、第7期三芳町障がい福祉計画、第3期三芳町障がい児福祉計画」を策定いたしました。これらの計画は今後の町の障がい者福祉施策、障がい福祉サービスの提供体制の確保、障がい児の療育体制の整備など、障がいを持つ方々が地域で暮らすために必要な施策を総合的に定めたものです。



時流の変化の波が激しい中、同じく令和6年度を始期とする「三芳町第6次総合計画」においては、Well-beingのまちづくりを標榜し、様々なつながりを大事にし、それぞれの特性を尊重し合い、住民のWell-beingが実感できるまちづくりを推進していくことといたしました。

そのためには、価値観を共有し、様々な課題を克服することで、障がいの有無、性別、国籍、年齢等に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を尊重し、支え合い、誰もが幸せな人生を送ることができる共生社会の実現が大きなカギとなります。住民の皆さまには、計画の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

さらに、計画期間中には、「障がいを知り共に生きる」をキャッチフレーズとする「あいサポート運動」や、三芳町手話言語条例の制定から10年の節目を迎えます。また、東京2020パラリンピック競技大会に続き、東京2025デフリンピック大会において、マレーシアのホストタウンとして支援する協定を締結いたしました。これまでの積み重ねを活かすとともに、住民の皆さまと対話と連携を重ね、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進しています。

むすびに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました三芳町福祉計画策定審議会委員の皆さま、三芳町地域自立支援協議会委員の皆さま、団体ヒアリングやアンケート、パブリック・コメントなどにより貴重なご意見いただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

三芳町長 林 伊佐雄



# 目次

## 第1章 計画の策定

1	計画策定の背景・趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	計画の対象と範囲	4
5	計画策定までの流れ	5

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

1	障がい者数等の推移	9
	(1) 人口、世帯の推移	9
	(2) 障がい者数の推移	10
	(3) 身体障がい者数の推移	11
	(4) 知的障がい者数の推移	13
	(5) 精神障がい者数の推移	14
	(6) 難病と特定医療費受給者の推移	15
	(7) 就学等の状況	16
2	実態調査結果の概要	17
	(1) 調査概要	17
	(2) 調査結果の概要	18
3	団体ヒアリングの結果	33
	(1) 実施概要	33
	(2) 結果概要	33
4	施策の実施状況	36
	(1) 施策の取組状況	36
	(2) 障がい福祉サービスの実施状況	40
5	取り組むべき課題	42

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	47
2	計画の基本目標	48
3	施策の体系	49

## 第4章 施策の展開

基本目標 1	情報・相談・権利擁護の充実	53
	施策(1) 情報・コミュニケーション支援の充実	53
	施策(2) 相談・ケア体制の充実	54
	施策(3) 権利擁護の充実	55

基本目標2 生活支援サービスの充実.....	56
施策(1) 日常生活の支援.....	56
施策(2) 移動支援.....	57
施策(3) 居住の場の確保.....	57
施策(4) 経済的支援.....	58
基本目標3 保健・医療体制の充実.....	59
施策(1) 健康管理・リハビリテーション等の支援.....	59
施策(2) 医療体制の充実.....	60
施策(3) 精神保健福祉の充実.....	61
基本目標4 障がい児支援の充実.....	62
施策(1) 子どもの成長支援.....	62
施策(2) 保育・教育支援の充実.....	63
施策(3) 学校教育の充実.....	63
施策(4) 放課後支援の充実.....	64
基本目標5 社会参加への支援.....	65
施策(1) 就労の支援.....	65
施策(2) 福祉的就労の充実.....	66
施策(3) 生涯学習の推進.....	66
施策(4) スポーツ・文化活動の推進.....	67
基本目標6 安全・安心な生活環境の整備.....	68
施策(1) 福祉のまちづくり.....	68
施策(2) 防犯・防災対策の推進.....	69
基本目標7 地域福祉の推進.....	70
施策(1) あいサポート運動の推進.....	70
施策(2) 交流の場の充実.....	71
施策(3) 当事者団体の育成支援.....	72
施策(4) 当事者参加の推進.....	72

## 第5章 障がい福祉サービスの推進

(第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画) .....	73
1 障がい者福祉サービスの見込み量と確保策.....	75
(1) 訪問系サービス.....	75
(2) 日中活動系サービス.....	76
(3) 居住系サービス.....	77
(4) 相談支援.....	78
(5) 障がい児通所支援.....	79
(6) 障がい児相談支援.....	80
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策.....	81
(1) 地域生活支援事業.....	81

3	令和8年度の目標値	84
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	84
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	85
	(3) 地域生活支援の充実	86
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	87
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	88
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	89
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	90
4	サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	91
	(1) 専門的な人材の育成と確保	91
	(2) 確実な情報提供	91
	(3) 施設整備の方針	91
	(4) サービスが利用しやすい環境づくり	91

## 第6章 計画の推進に向けて

1	計画の推進のために	95
	(1) 障がいのある人のニーズ把握と反映	95
	(2) 地域ネットワークの強化	95
	(3) 庁内体制の整備	95
	(4) 持続可能な制度の構築	95
	(5) 国・県との連携	95
2	計画の点検と評価	96

## 資料編

1	三芳町福祉計画策定審議会条例	99
2	三芳町福祉計画策定審議会委員名簿	101
3	策定経過	102

### ■「障害」と「障がい」の表記について■

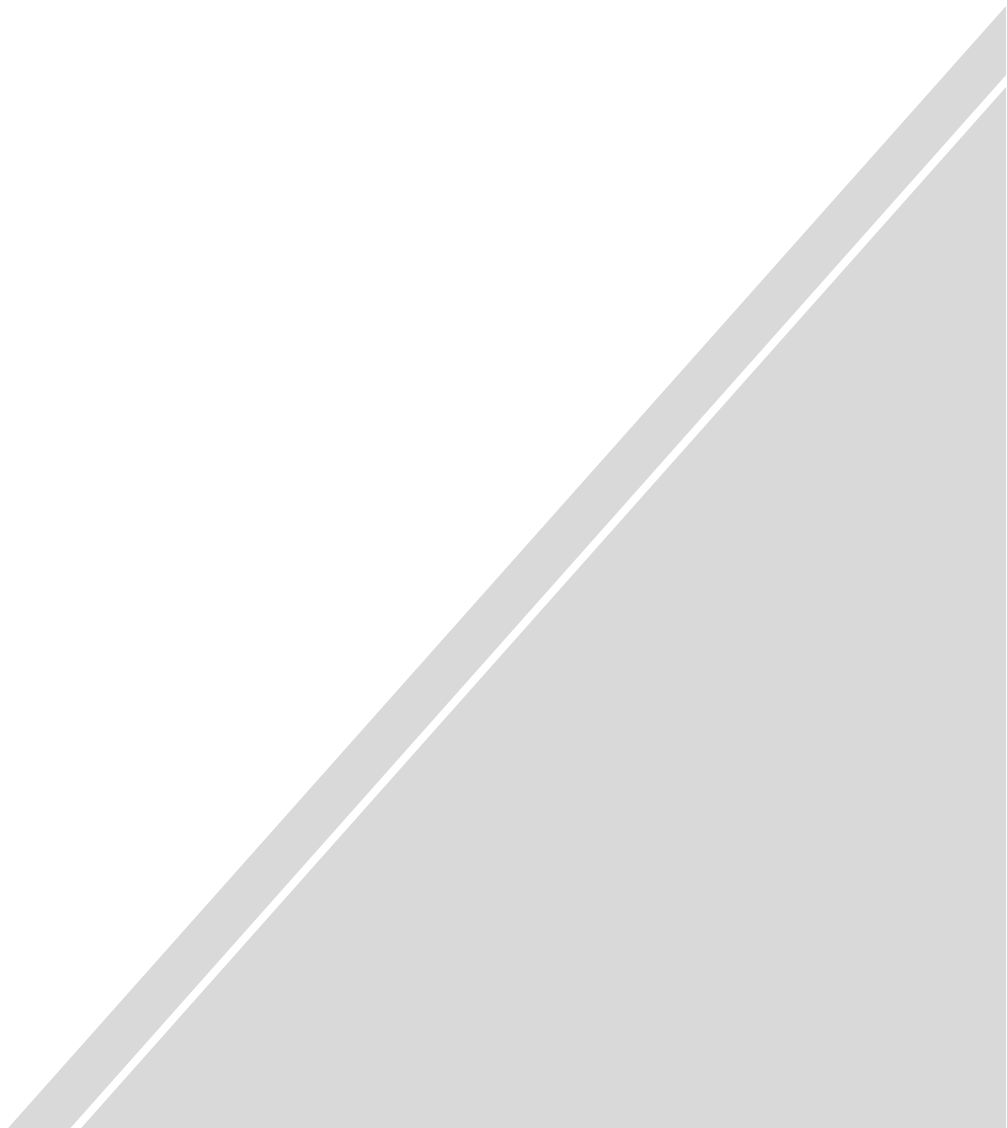
本計画では、「障がい」という言葉が人や人の状態を表す場合、「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字を人に対して使用することが、障がい者への差別や偏見を助長する可能性を考慮したものであり、障がい者の人権を尊重し、町民の障がい者への理解を深めることを目的としたものです。

ただし、国や県が定めた法律の用語や団体等の固有名詞は、「障がい」と表記することで意味が失われたり、誤解されたりするおそれがあるため、「障害」と表記しています。



# 第 1 章 計画の策定

---







# 1 計画策定の背景・趣旨

近年、我が国の障がい者施策は、障がいや難病等の多様化、複雑化により大きく変化しています。平成23年8月、「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことや、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮等の概念が盛り込まれました。また、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改められ施行されました。同法では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。また、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、平成30年3月策定の国の第4次障害者基本計画では、基本的方向として、「2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進」、「障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進」、「着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」などが盛り込まれています。さらに、令和5年3月策定の第5次障害者基本計画では、11の分野における障害者施策の基本的な方向が盛り込まれました。

本町においては、平成12年3月に保健・医療・福祉の総合計画として「三芳町福祉計画 めくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、高齢者、児童、障がい者、地域福祉の総合的、効果的な展開を進めてきました。また、平成19年3月には障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）に基づく「障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの確実な提供と質の向上に取り組んできました。

その後、数度の改定を経て、令和3年度には、「三芳町障がい者福祉計画・第6期三芳町障がい福祉計画・第2期三芳町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がいのある人も安心して暮らせるまちづくりを展開してきました。

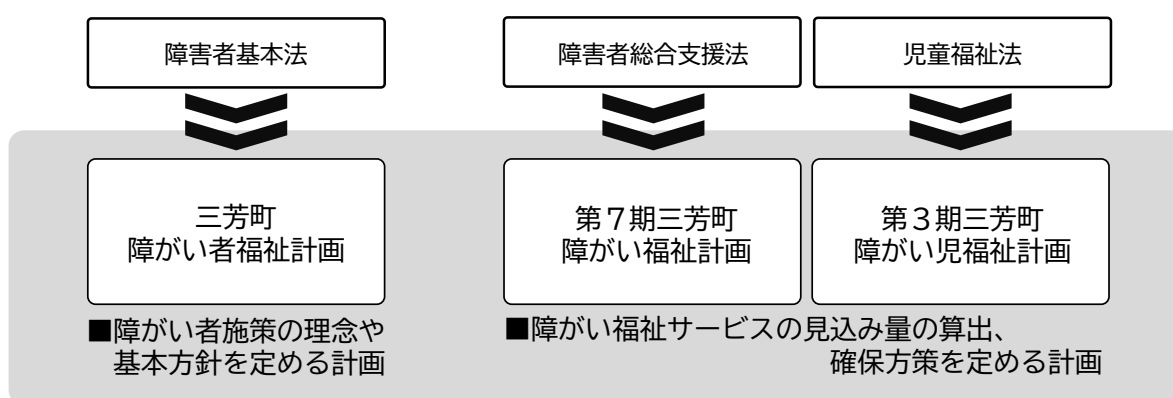
このたび、同計画の策定期間の満了を迎えることに伴い、これまでの取組に加え、国・県の新たな障がい者施策の動向や各種制度の改正、障がいのある人のニーズの変化等に的確に対応し、町の障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、「三芳町障がい者福祉計画・第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

「三芳町障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

「第7期三芳町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条、「第3期三芳町障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく、「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスや障がい児支援等の見込み量や必要量確保のための方策等を定める計画です。

障がい者（児）の支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、両計画について整合性をもって総合的に策定します。



## 3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

ただし、国や県の障がい者施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の対象と範囲

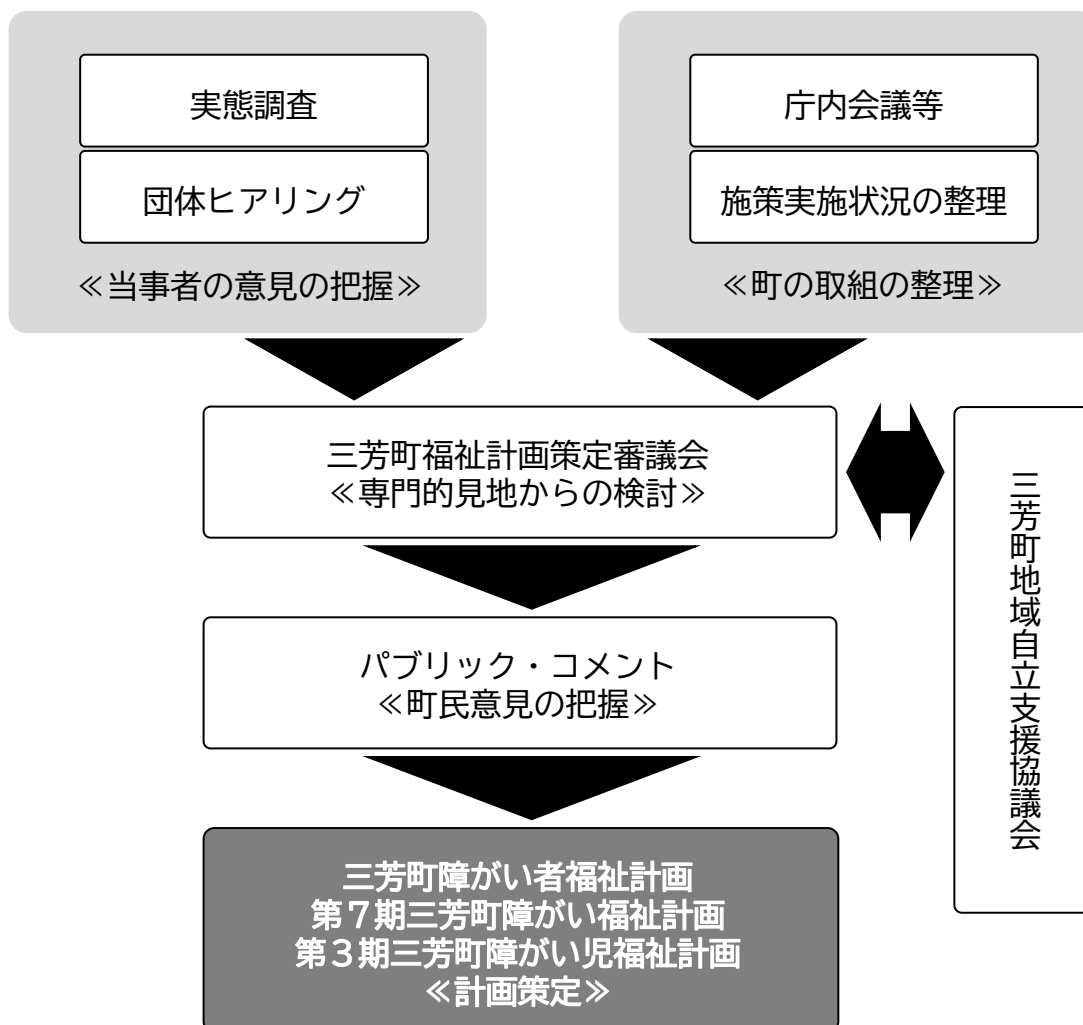
本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

## 5 計画策定までの流れ

本計画の策定に先立ち、実態調査や団体ヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を聴取しました。

実態調査の結果や町の施策の実施状況等をもとに、医師・社会福祉施設長・住民代表等で構成された三芳町福祉計画策定審議会において、今後の取組の方向性や取り組むべき重点課題などが幅広く審議されてきました。

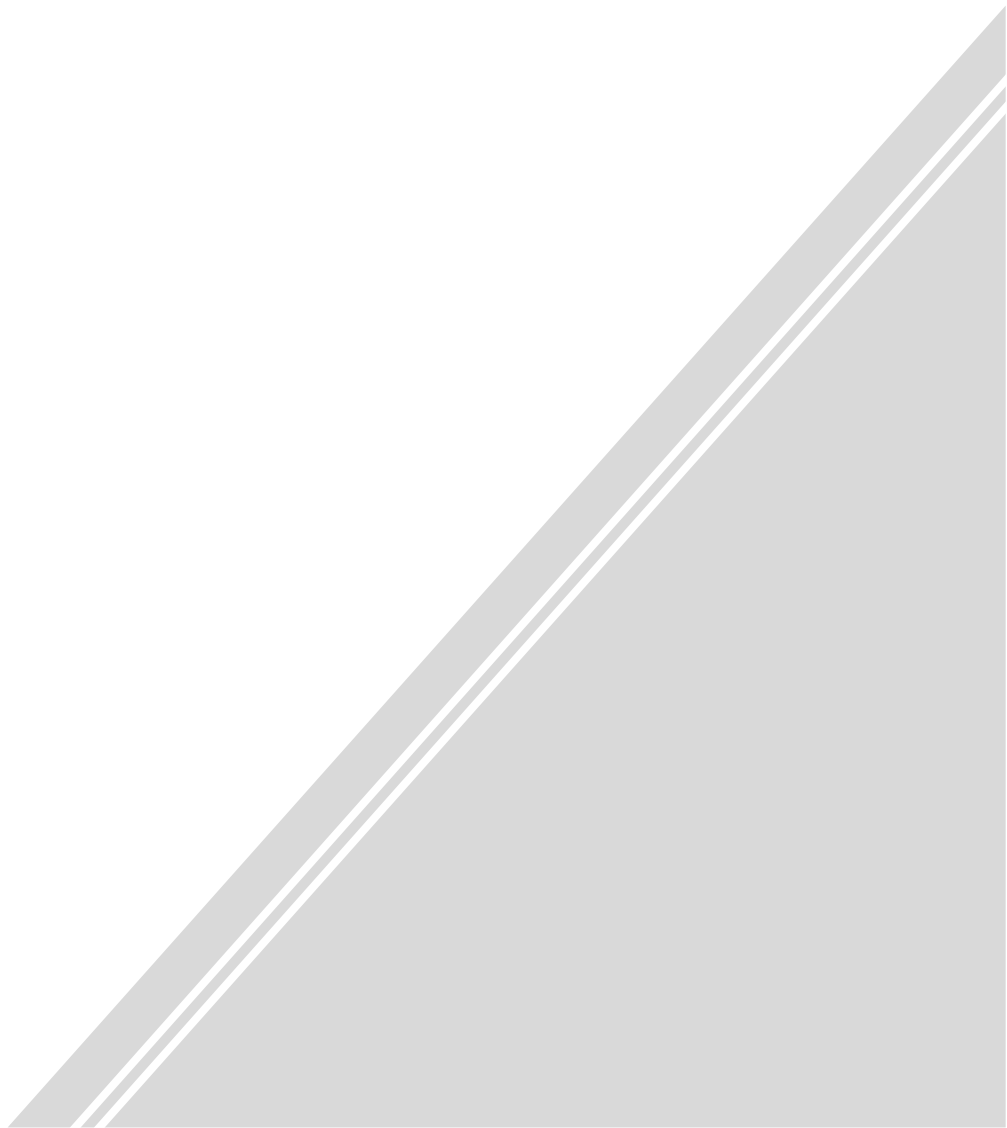
また、計画策定の過程で、パブリック・コメントを実施し、広く町民の意見を聴取し、計画に反映しました。





## 第 2 章 障がい者を取り巻く状況

---



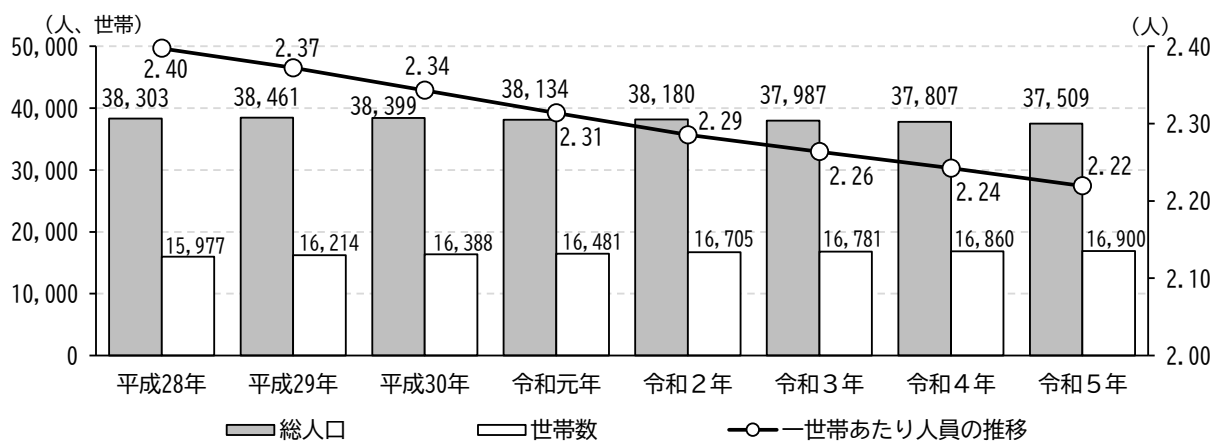


# 1 障がい者数等の推移

## (1) 人口、世帯の推移

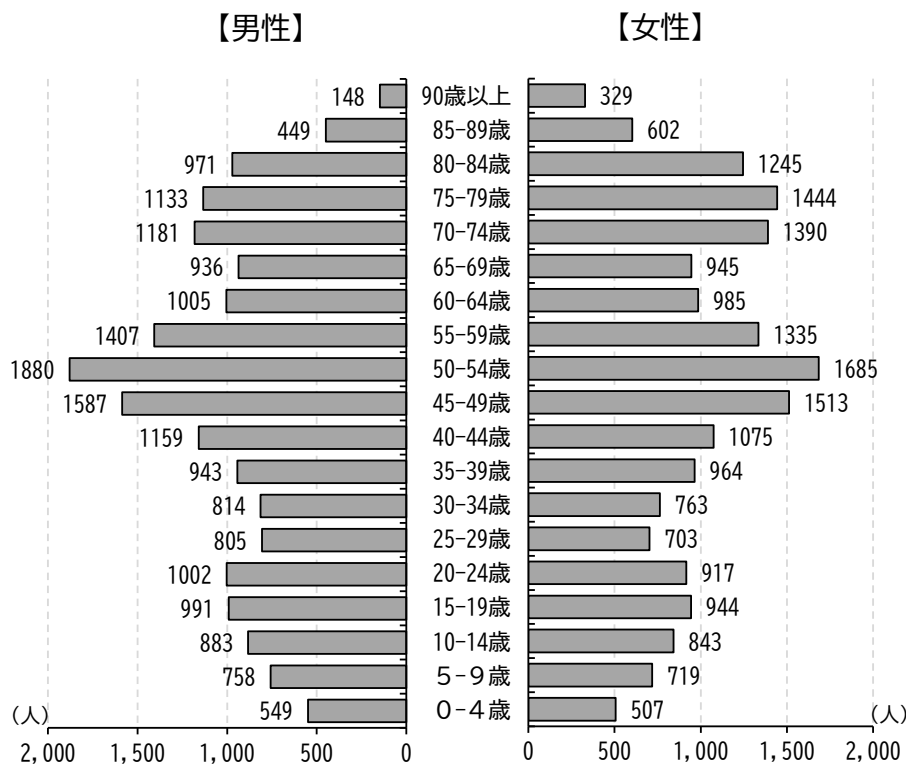
本町の総人口は、令和5年度で37,509人と緩やかな減少傾向となっておりますが、世帯数は増加が続いており、一世帯あたりの人員は低下が続いています。人口ピラミッドをみると、男女ともに50歳から54歳が最も多くなっています。

総人口、世帯数、一世帯あたり人員の推移



資料：住民課（各年10月1日現在）

人口ピラミッド

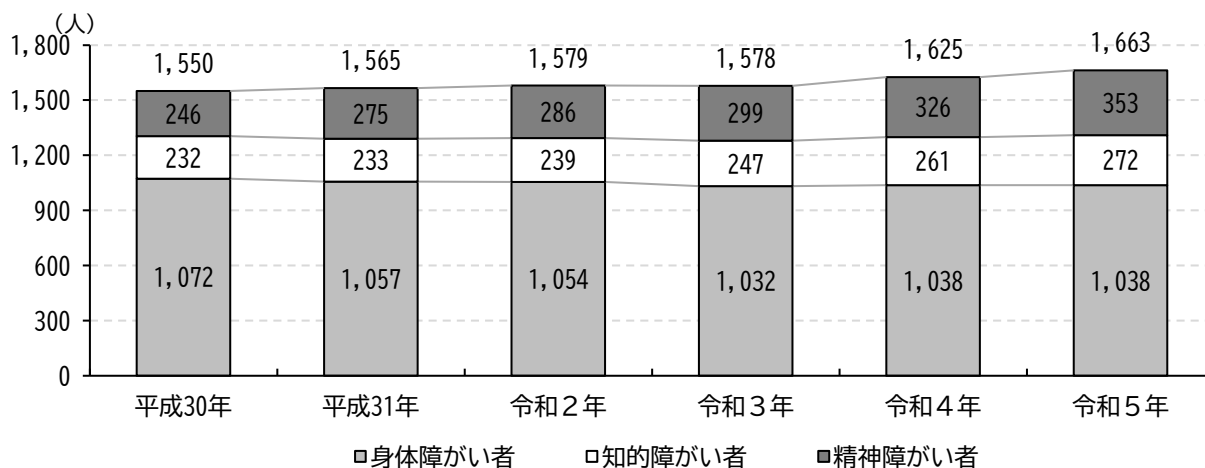


資料：住民課（令和5年10月1日現在）

(2) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年4月現在 1,663 人で総人口比は 4.42%となっています。内訳は、「身体障がい者」が 1,038 人、「知的障がい者」が 272 人、「精神障がい者」が 353 人となっています。「身体障がい者」は横ばい、「知的障がい者」、「精神障がい者」は増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移



単位：人、%

区分	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
身体障がい者	1,072	1,057	1,054	1,032	1,038	1,038
総人口比	2.80	2.77	2.76	2.71	2.74	2.76
知的障がい者	232	233	239	247	261	272
総人口比	0.61	0.61	0.63	0.65	0.69	0.72
精神障がい者	246	275	286	299	326	353
総人口比	0.64	0.72	0.75	0.79	0.86	0.94
合計	1,550	1,565	1,579	1,578	1,625	1,663
総人口比	4.05	4.10	4.13	4.15	4.29	4.42
総人口	38,287	38,193	38,198	38,063	37,848	37,654

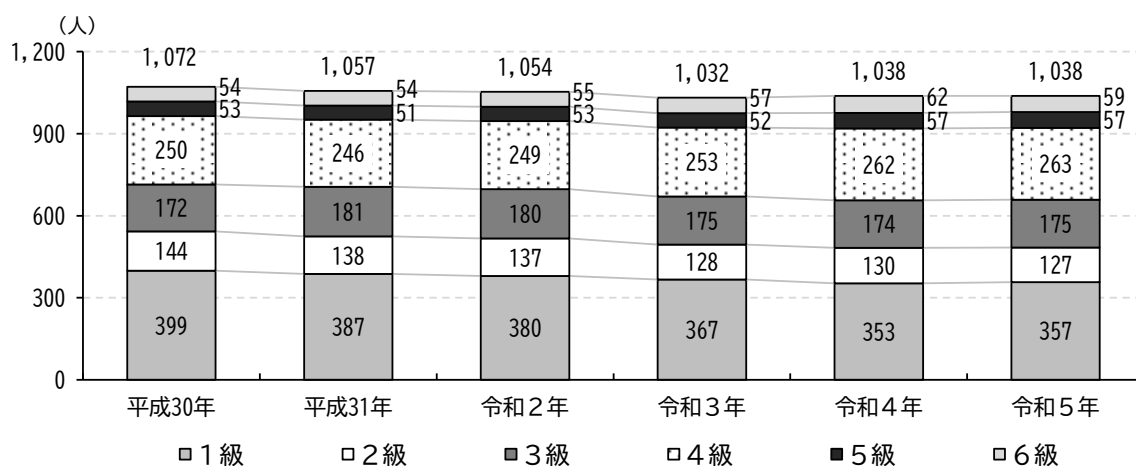
資料：福祉課（各年4月1日現在）



## (3) 身体障がい者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少が続いており、令和5年は1,038人で、平成30年と比べ34人の減少となっています。等級別にみると、令和5年では「1級」が357人で最も多く、次いで「4級」が263人、「3級」が175人となっています。「1級」、「2級」は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



単位：人、%

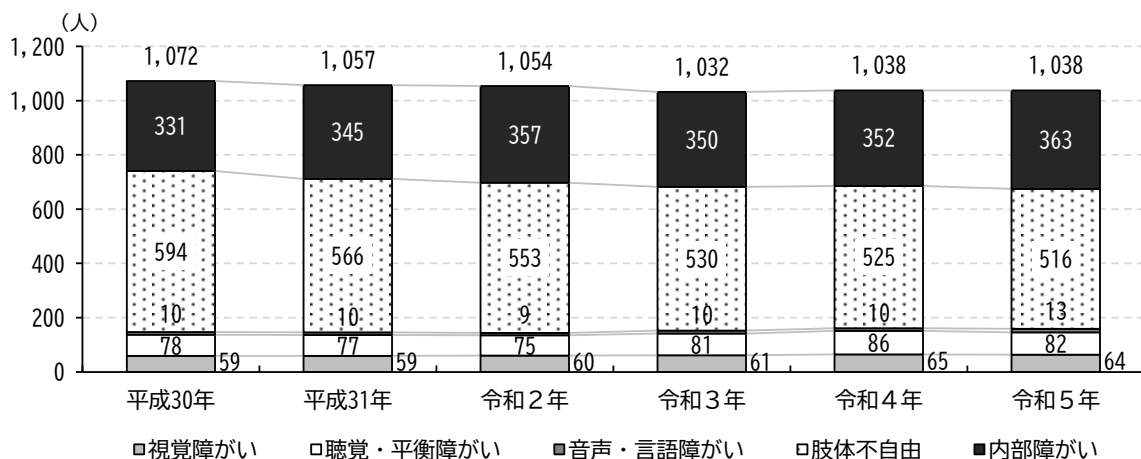
区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	399	387	380	367	353	357
構成比	37.2	36.6	36.1	35.6	34.0	34.4
2級	144	138	137	128	130	127
構成比	13.4	13.1	13.0	12.4	12.5	12.2
3級	172	181	180	175	174	175
構成比	16.0	17.1	17.1	17.0	16.8	16.9
4級	250	246	249	253	262	263
構成比	23.3	23.3	23.6	24.5	25.2	25.3
5級	53	51	53	52	57	57
構成比	4.9	4.8	5.0	5.0	5.5	5.5
6級	54	54	55	57	62	59
構成比	5.0	5.1	5.2	5.5	6.0	5.7
合計	1,072	1,057	1,054	1,032	1,038	1,038

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

身体障害者手帳所持者数を障がい部位別にみると、「肢体不自由」が約半数を占めており、令和5年では516人となっています。次いで「内部障がい」が約3分の1を占め、363人となっています。「肢体不自由」は減少が続いており、「内部障がい」は令和5年でみると、平成30年と比べ32人の増加となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



単位：人、%

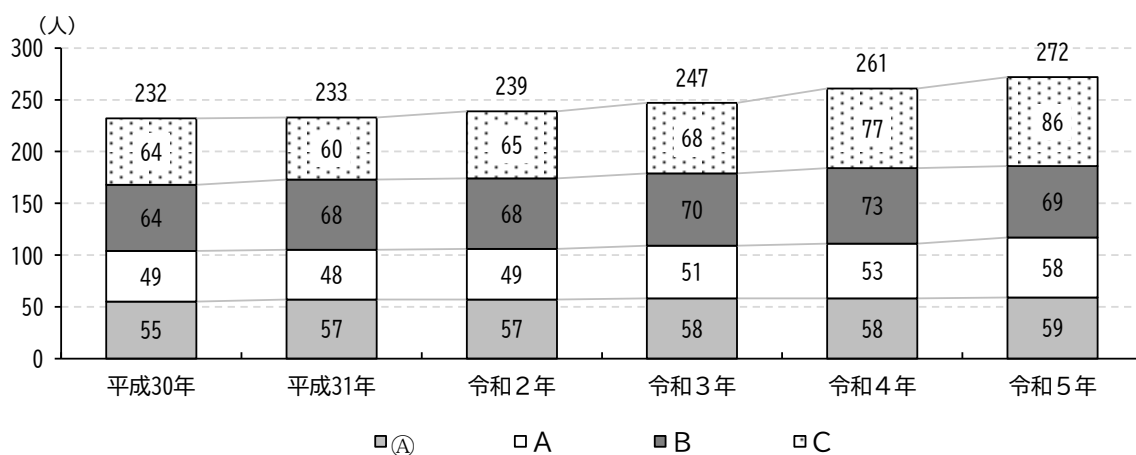
区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	59	59	60	61	65	64
構成比	5.5	5.6	5.7	5.9	6.3	6.2
聴覚・平衡障がい	78	77	75	81	86	82
構成比	7.3	7.3	7.1	7.8	8.3	7.9
音声・言語障がい	10	10	9	10	10	13
構成比	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.3
肢体不自由	594	566	553	530	525	516
構成比	55.4	53.5	52.5	51.4	50.6	49.7
内部障がい	331	345	357	350	352	363
構成比	30.9	32.6	33.9	33.9	33.9	35.0
合計	1,072	1,057	1,054	1,032	1,038	1,038

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (4) 知的障がい者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は272人で、平成30年と比べ40人の増加となっています。等級別にみると、令和5年では「C」が86人で最も多く、次いで「B」が69人、「A」が59人、「A」が58人となっています。

療育手帳所持者数の推移（等級別）



単位：人、%

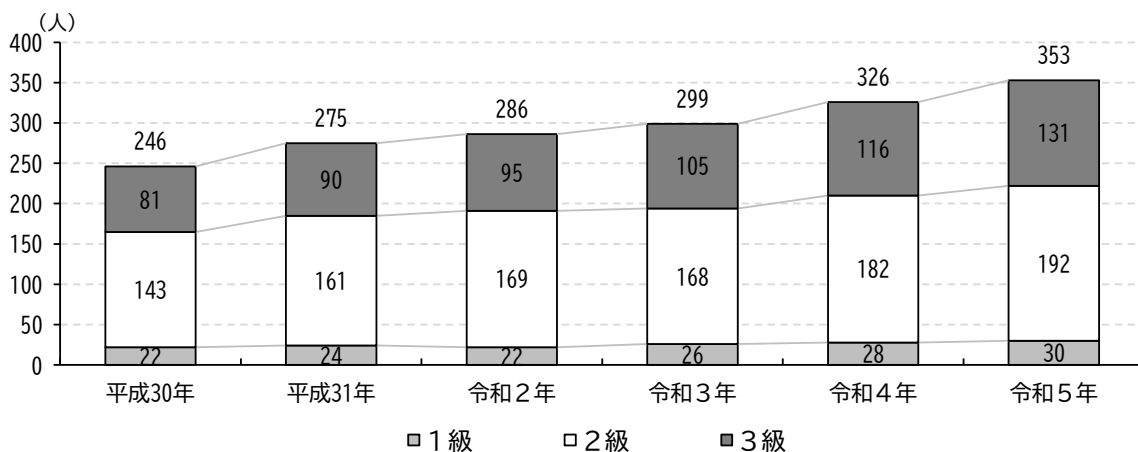
区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
①	55	57	57	58	58	59
構成比	23.7	24.5	23.8	23.5	22.2	21.7
A	49	48	49	51	53	58
構成比	21.1	20.6	20.5	20.6	20.3	21.3
B	64	68	68	70	73	69
構成比	27.6	29.2	28.5	28.3	28.0	25.4
C	64	60	65	68	77	86
構成比	27.6	25.8	27.2	27.5	29.5	31.6
合計	232	233	239	247	261	272

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 精神障がい者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は353人で、平成30年と比べ107人の増加となっています。等級別にみると、令和5年では「2級」が192人で最も多く、次いで「3級」が131人、「1級」が30人となっています。「2級」、「3級」は増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



単位：人、%

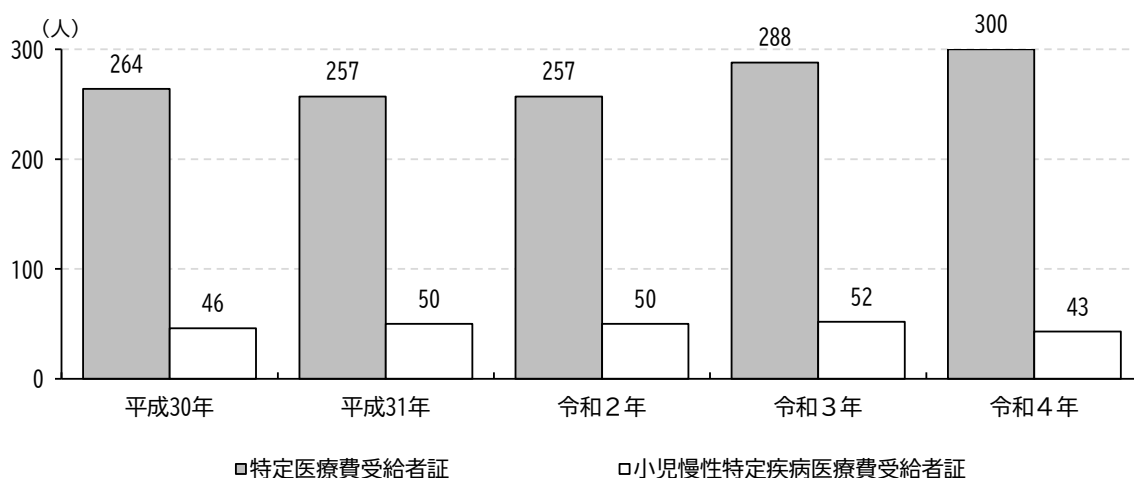
区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	22	24	22	26	28	30
構成比	8.9	8.7	7.7	8.7	8.6	8.5
2級	143	161	169	168	182	192
構成比	58.1	58.5	59.1	56.2	55.8	54.4
3級	81	90	95	105	116	131
構成比	32.9	32.7	33.2	35.1	35.6	37.1
合計	246	275	286	299	326	353

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (6) 難病と特定医療費受給者の推移

本町の難病患者で、特定医療費受給者証交付者数は、令和2年以降増加傾向にあり、令和4年は343人で、平成30年と比べ33人の増加となっています。特定医療費受給者証交付者数は、令和4年では300人で、平成30年と比べ36人増加となっています。小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数は令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年では43人で、前年に比べ9人減少しています。

特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数の推移



単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者証交付者数	310	307	307	340	343
特定医療費受給者証	264	257	257	288	300
小児慢性特定疾病医療費受給者証	46	50	50	52	43

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (7) 就学等の状況

特別支援学校在籍者数の推移をみると、平成30年からは増減が続いており、令和5年4月では49人となっています。内訳をみると小学部21人、中学部13人、高等部15人となっています。

特別支援学級数は、小学校では、令和3年に1学級増加し令和4年には1学級減少しています。中学校では、平成31年に2学級増加しています。

## 特別支援学校在籍者数の推移

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	21	22	20	16	18	21
中学部	12	10	11	12	17	13
高等部	15	12	10	15	15	15
合計	48	44	41	43	50	49

資料：福祉課（各年4月2日現在）

## 特別支援学級数、在籍者数の推移

単位：人

区分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	6	6	6	7	6	6
	在籍者数	21	19	23	33	34	36
中学校	学級数	2	4	4	4	4	4
	在籍者数	8	7	9	9	11	10

資料：福祉課（各年4月2日現在）

## 特別支援学校卒業者の進路

単位：人

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
進学					1	
就職		3				2
施設入所				1		
作業所	1	3	3	2	3	1
在宅						
その他（デイケア）						
不明						
合計	1	6	3	2	4	3

資料：福祉課（各年4月2日現在）

## 2 実態調査結果の概要

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三芳町障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果を以下のとおりまとめました。また、前計画調査（令和2年実施）と比較できる設問は調査結果を並べて示しています。

### （1）調査概要

調査対象：令和5年7月1日現在三芳町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和5年7月24日（月）から8月9日（水）

回収状況：

	発送数	有効回収数	有効回収率
令和2年	1,423 票	817 票	57.4%
令和5年	1,508 票	761 票	50.5%

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
  - 「n」は、「number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
  - 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。
- また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果の概要

ア. 本人の状況

年齢は、「80歳以上」が26.2%、「70代」が23.0%、「50代」が11.3%となっています。

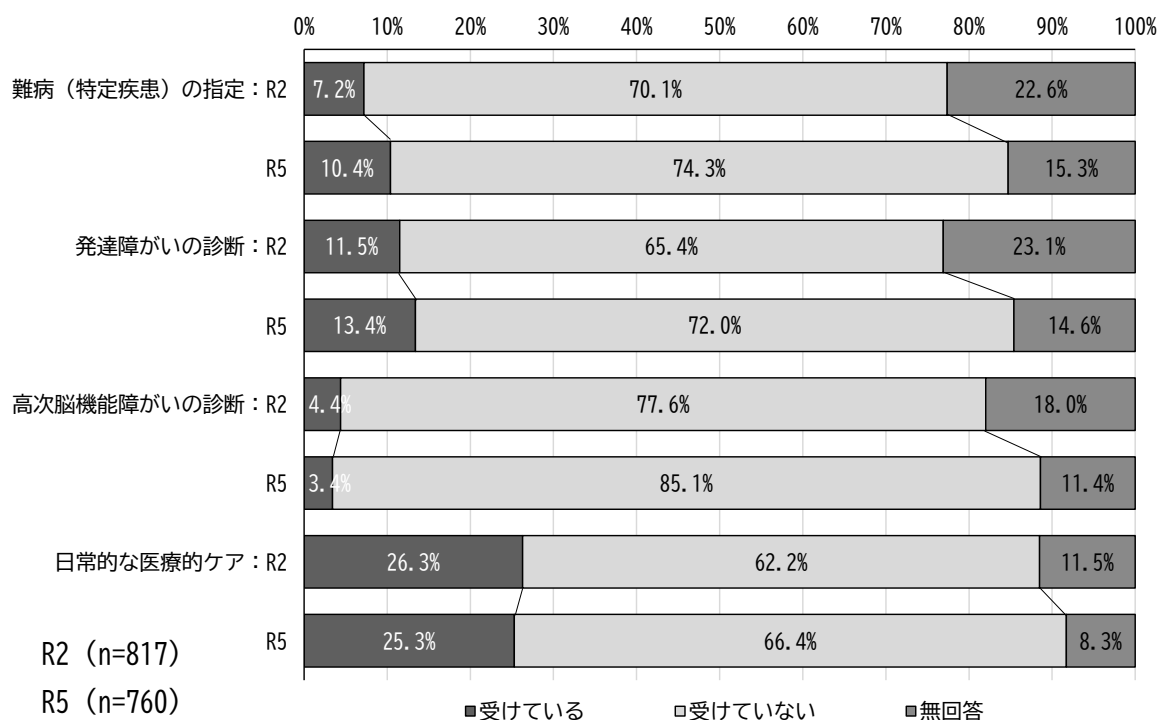
【年齢】

単位：%

		全体	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
令和2年	全体	817人	6.1	6.1	5.5	9.2	9.8	13.1	28.3	21.2
	身体障がい	599人	2.3	1.0	2.0	4.8	8.5	15.4	37.2	28.4
	知的障がい	109人	33.9	24.8	13.8	9.2	9.2	1.8	3.7	3.7
	精神障がい	161人	5.0	11.2	14.3	26.1	16.1	8.7	8.7	9.9
令和5年	全体	760人	7.2	5.0	6.7	8.3	11.3	10.4	23.0	26.2
	身体障がい	514人	2.1	1.2	1.4	3.5	9.3	12.8	31.5	37.0
	知的障がい	107人	40.2	16.8	17.8	11.2	9.3	1.9	1.9	0.9
	精神障がい	147人	4.1	8.8	19.0	24.5	23.8	8.8	6.1	2.7

障がいの認定、診断の有無は、「日常的な医療ケア」が25.3%と多くなっています。令和2年と比べると、「難病（特定疾患）の指定」は3.2%、「発達障がいの診断」は1.9%増加しています。

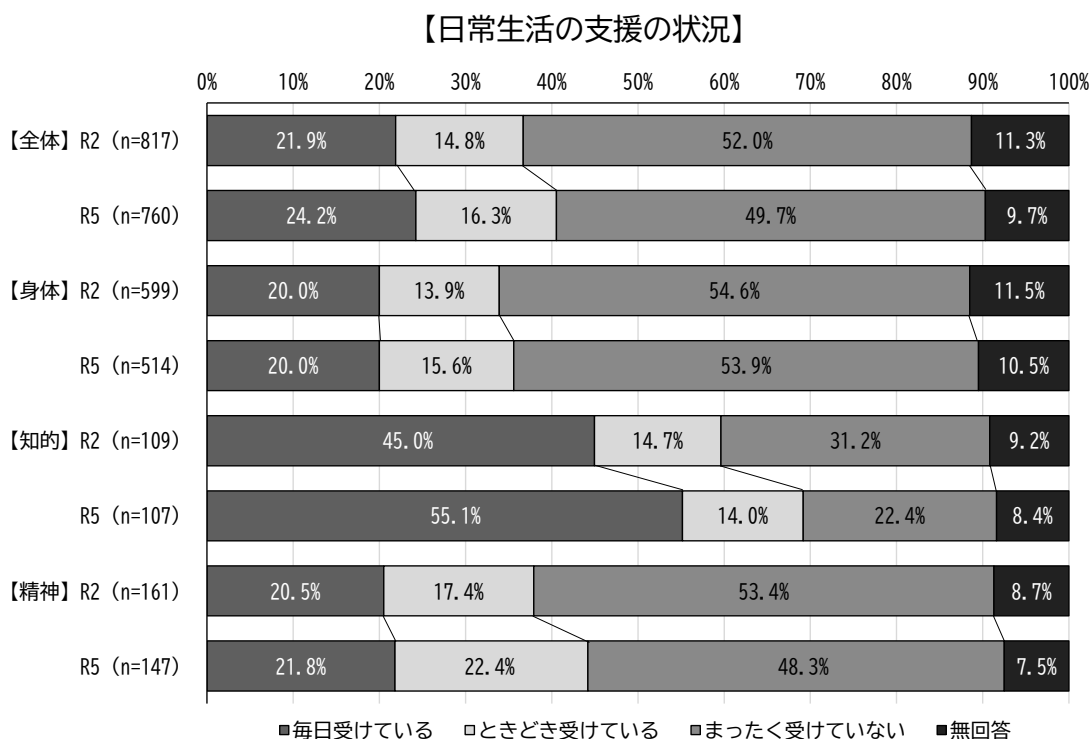
【障がいの認定、診断の有無】





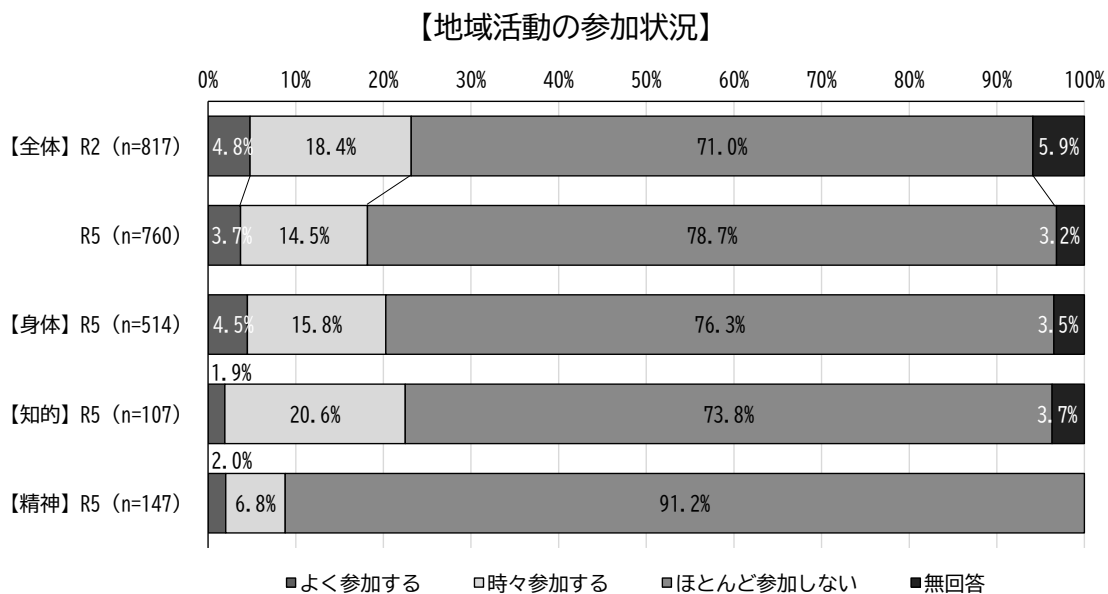
## イ. 介助の状況

日常生活の支援の状況は、全体で「毎日受けている」が24.2%、「ときどき受けている」が16.3%と合わせて40.5%が受けていると回答しています。『知的』では、「受けている」が69.1%と多くなっており、令和2年と比べて9.4%増加しています。『精神』では、「受けている」が令和2年と比べて6.3%増加しています。



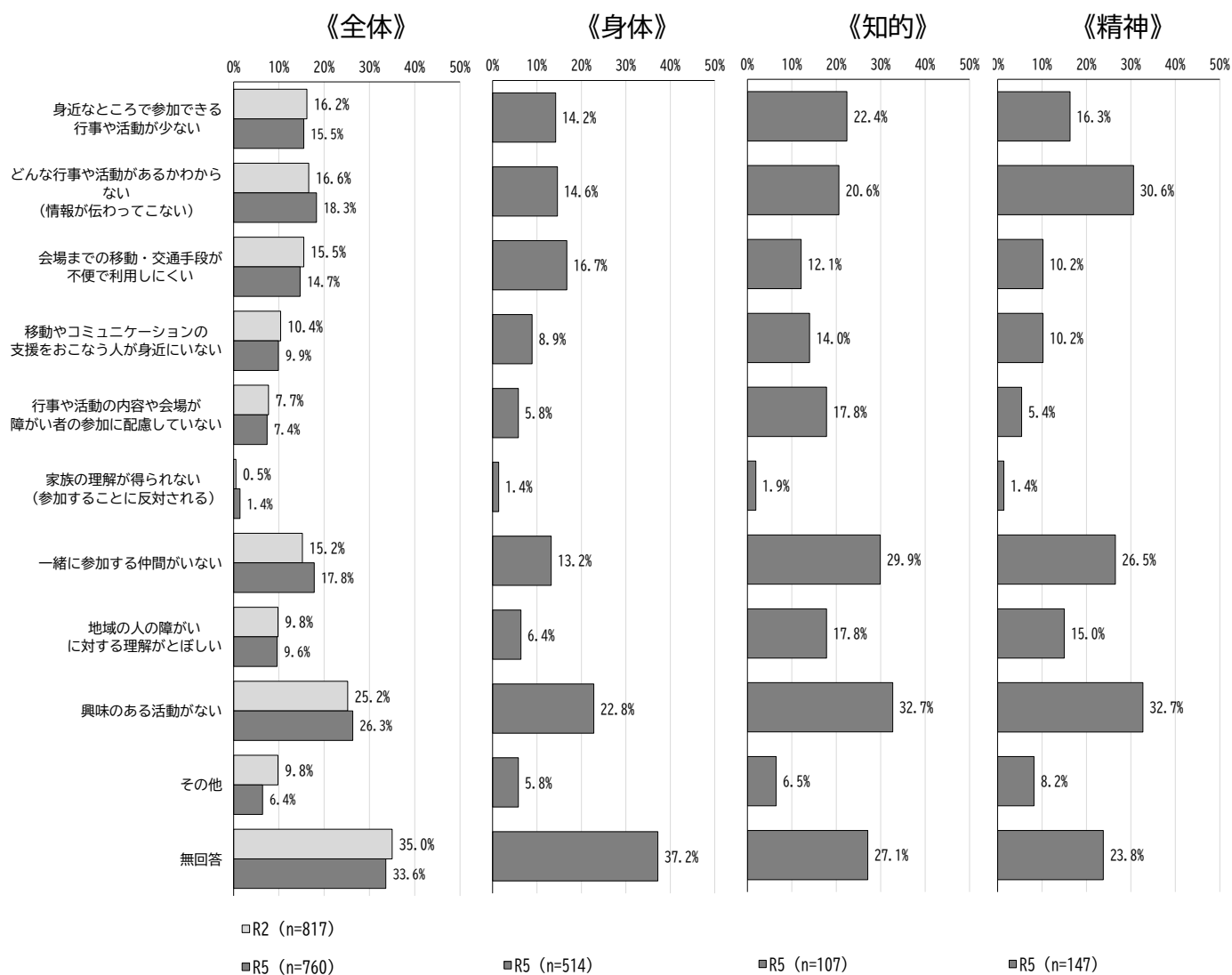
## ウ. 地域活動について

地域活動の参加状況は、全体で「よく参加する」が3.7%、「時々参加する」が14.5%と合わせて18.2%が参加すると回答しています。『精神』では、参加すると回答した人が8.8%と少なくなっています。



地域活動に参加する場合、困ることは、全体で「興味のある活動がない」が26.3%と最も多く、次いで「どんな行事や活動があるかわからない（情報が伝わってこない）」が18.3%となっています。『知的』、『精神』では、「興味のある活動がない」がそれぞれ32.7%と多くなっています。

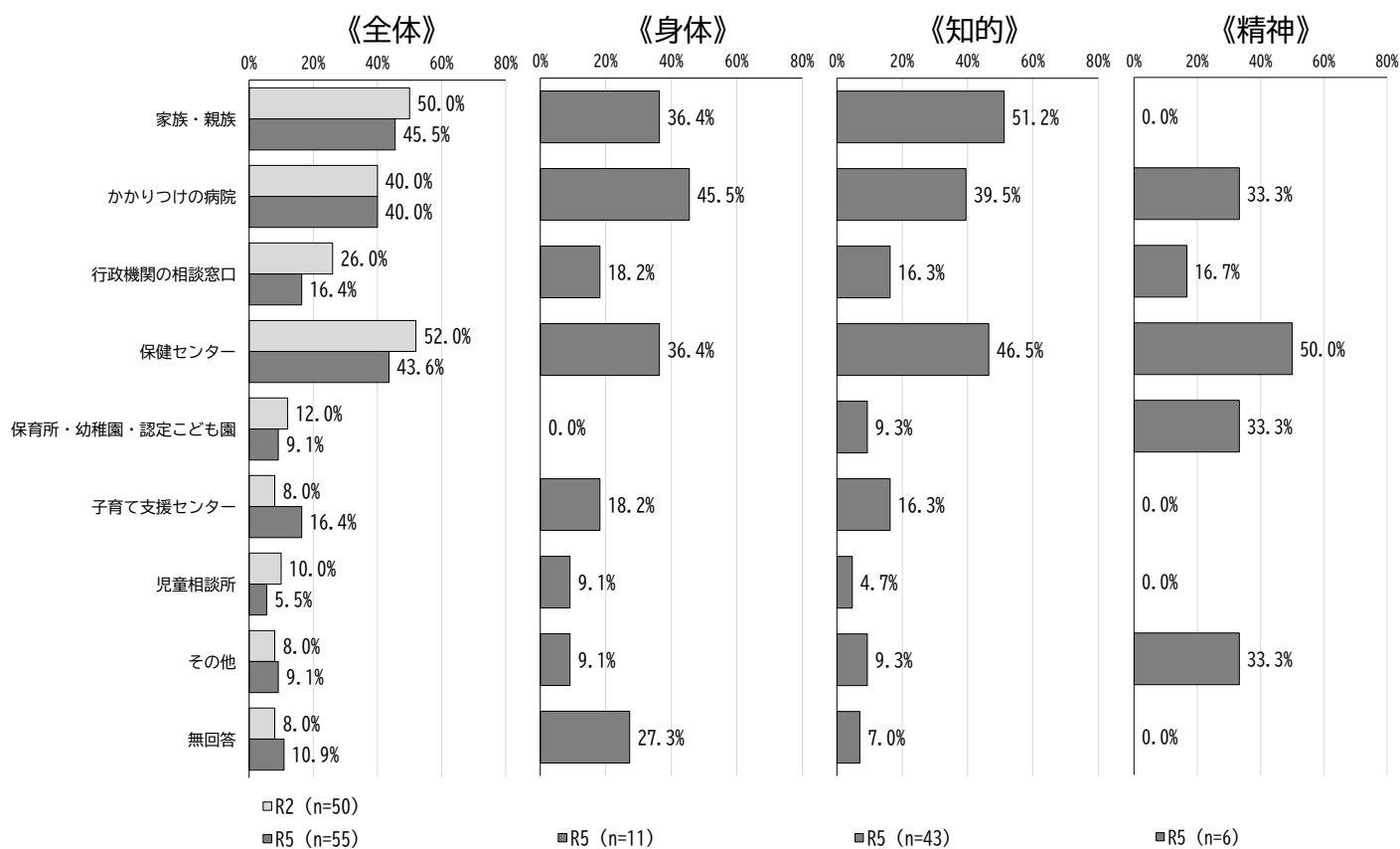
【地域活動に参加する場合、困ること（複数回答）】



エ. 障がい児支援について

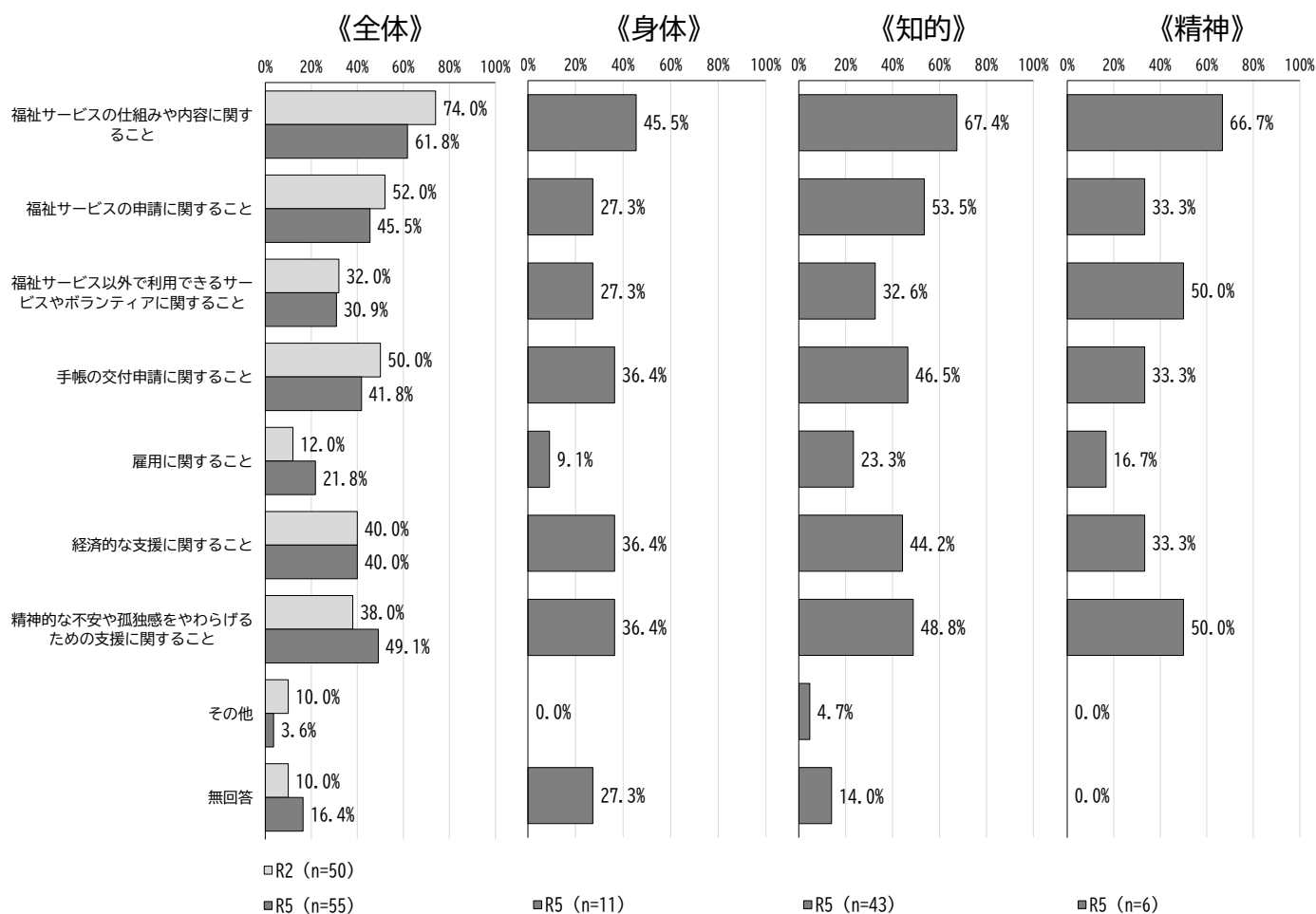
発達の不安や障がいに気付いたときの相談先は、全体で「家族・親族」が45.5%と最も多く、次いで「保健センター」が43.6%となっています。

【発達の不安や障がいに気付いたときの相談先（複数回答）】



発達の不安や障がいに気付いたときに説明してほしいことは、全体で「福祉サービスの仕組みや内容に関すること」が61.8%と最も多く、次いで「精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援に関すること」が49.1%となっています。

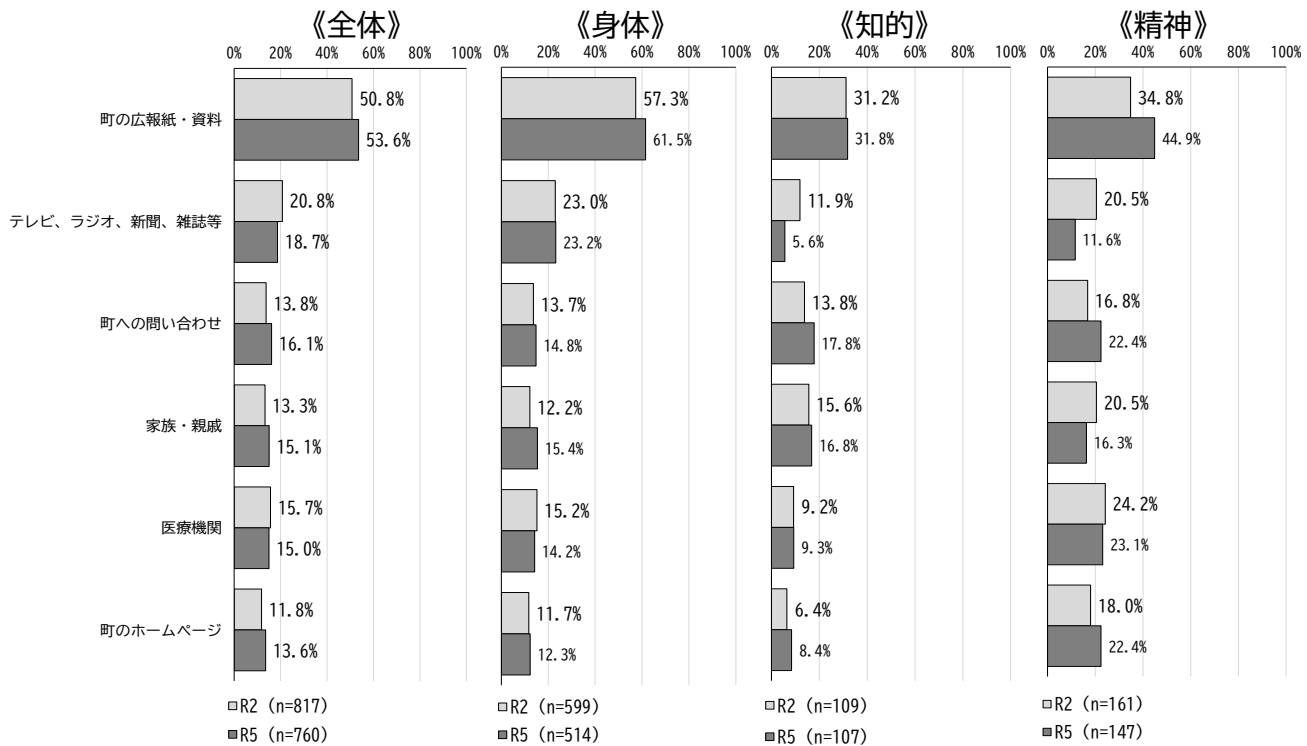
【発達の不安や障がいに気付いたときに説明してほしいこと（複数回答）】



オ. 情報、相談について

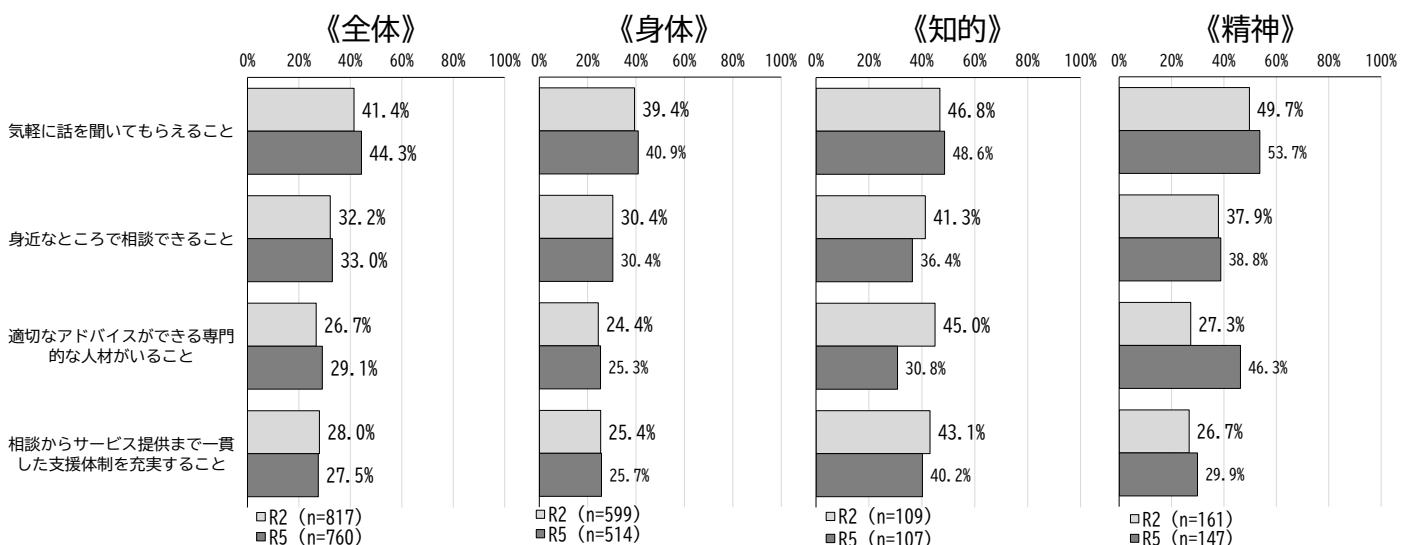
福祉サービスなどの情報の主な入手先は、全体で「町の広報紙・資料」が53.6%と最も多く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」が18.7%となっています。『知的』では、「町への問い合わせ」が17.8%、『精神』では、「医療機関」が23.1%と多くなっています。

【福祉サービスなどの情報の主な入手先（複数回答・上位6項目）】



相談機能を充実させるために必要なことは、全体で「気軽に話を聞いてもらえること」が44.3%と最も多く、次いで「身近なところで相談できること」が33.0%となっています。『精神』では、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」が46.3%と多くなっています。

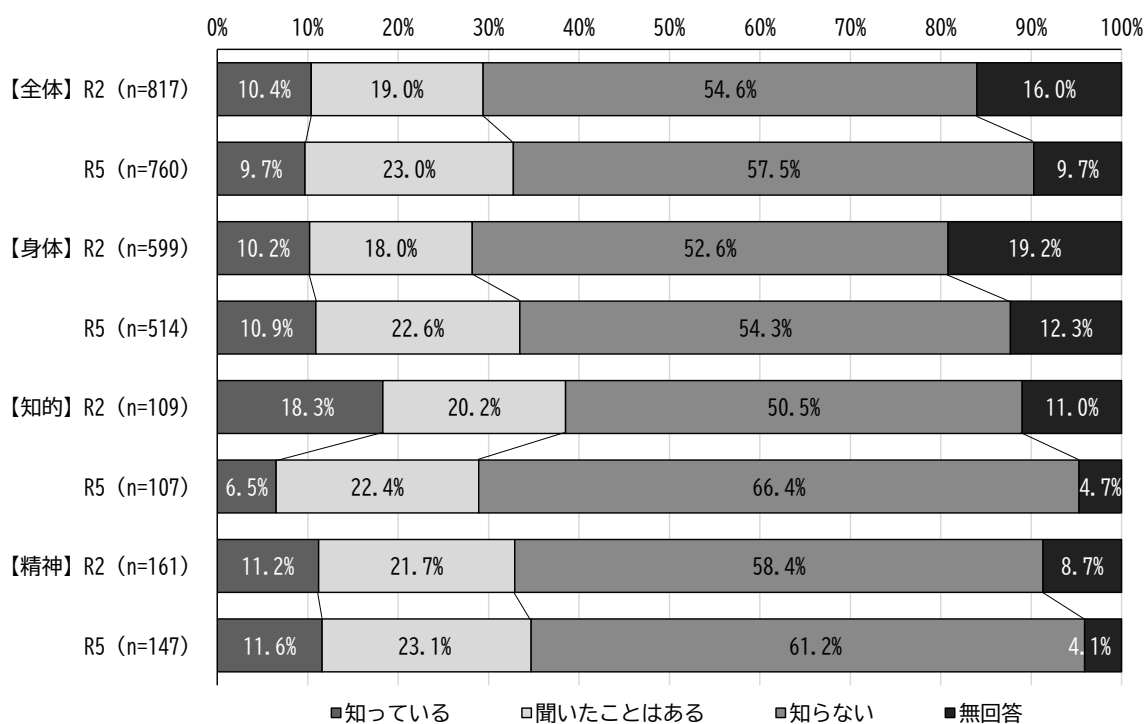
【相談機能を充実させるために必要なこと（複数回答・上位4項目）】



カ. 差別解消について

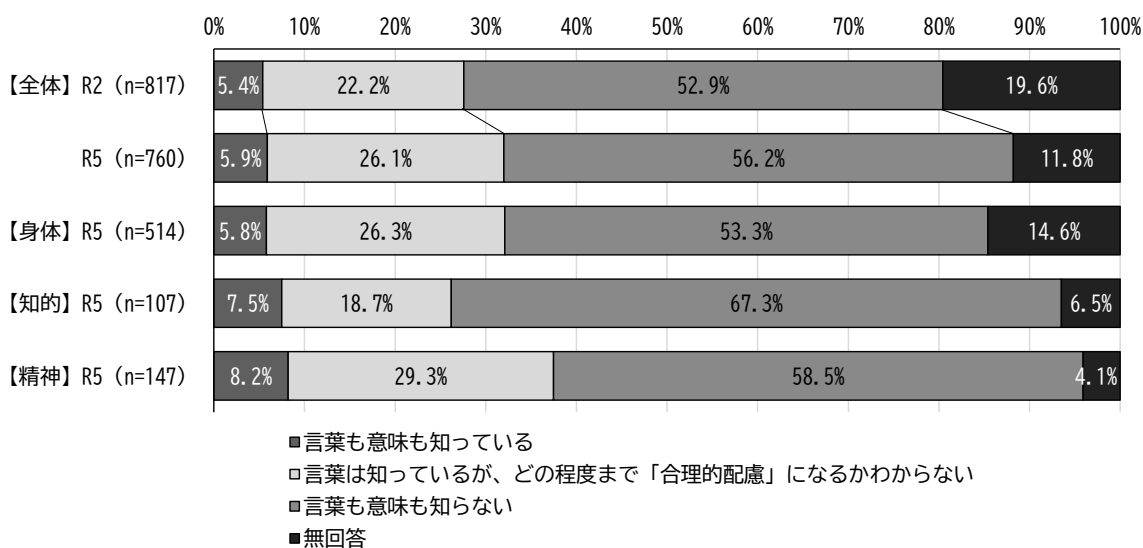
障害者差別解消法の認知度は、全体で「知っている」が9.7%、「聞いたことはある」が23.0%と合わせて認知度は32.7%となっており、令和2年と比べ増加しています。

【障害者差別解消法の認知度】

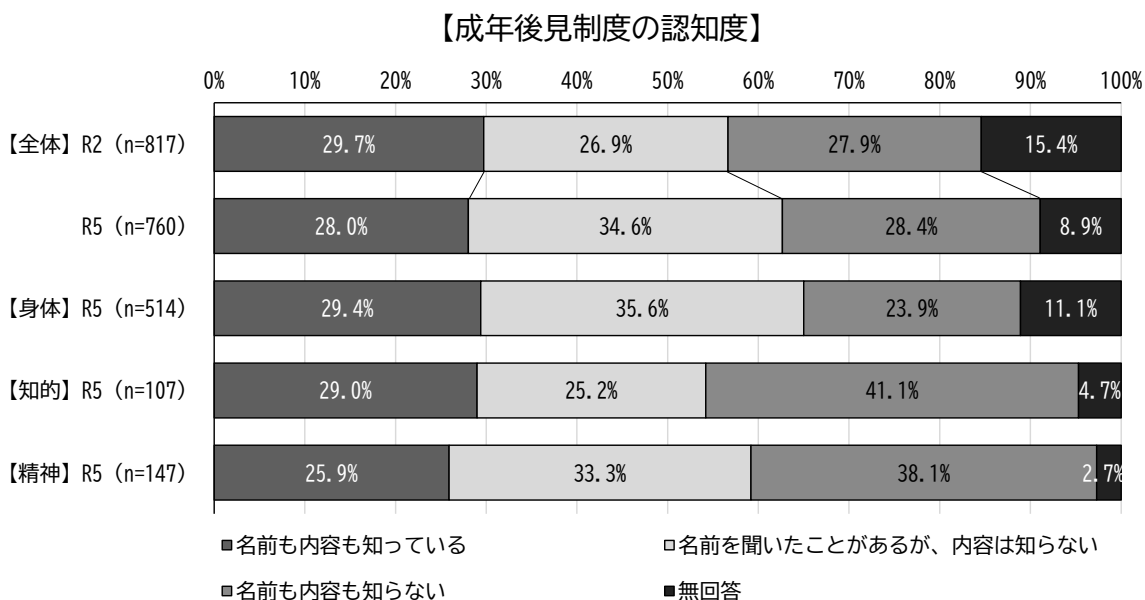


「合理的配慮」の認知度は、全体で「言葉も意味も知っている」が5.9%、「言葉は知っているが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」が26.1%と合わせて言葉の認知度は32.0%となっています。

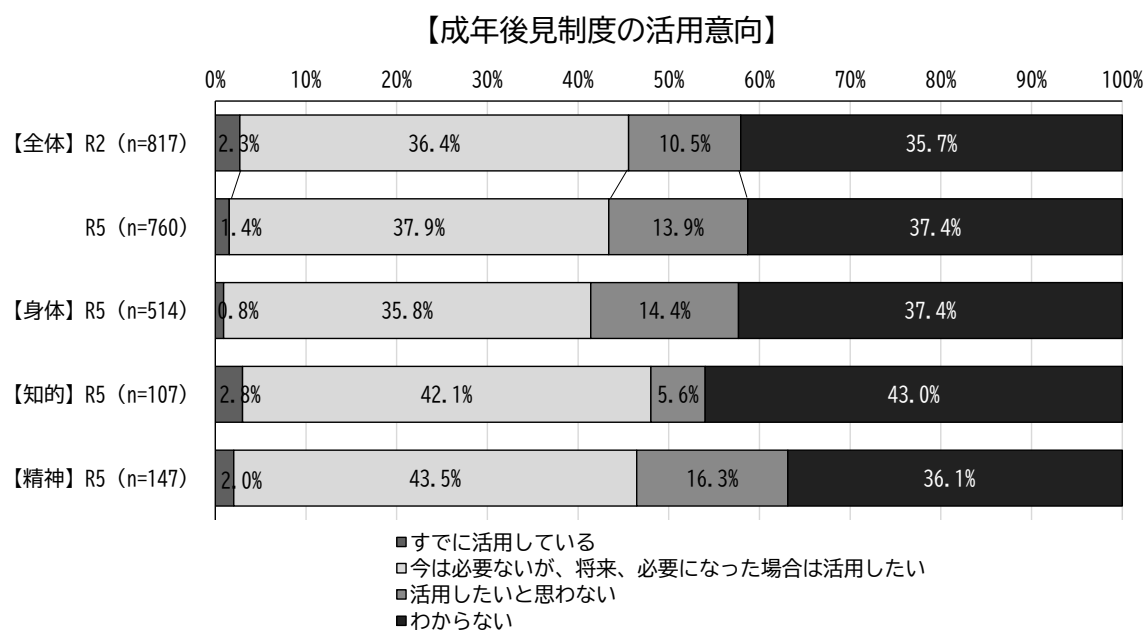
【「合理的配慮」の認知度】



成年後見制度の認知度は、全体で「名前も内容も知っている」が28.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.6%と合わせて言葉の認知度は62.6%となっており、令和2年と比べ増加しています。『知的』では、「名前も内容も知らない」が41.1%と多くなっており、『精神』も「名前も内容も知らない」が38.1%と多くなっていきます。



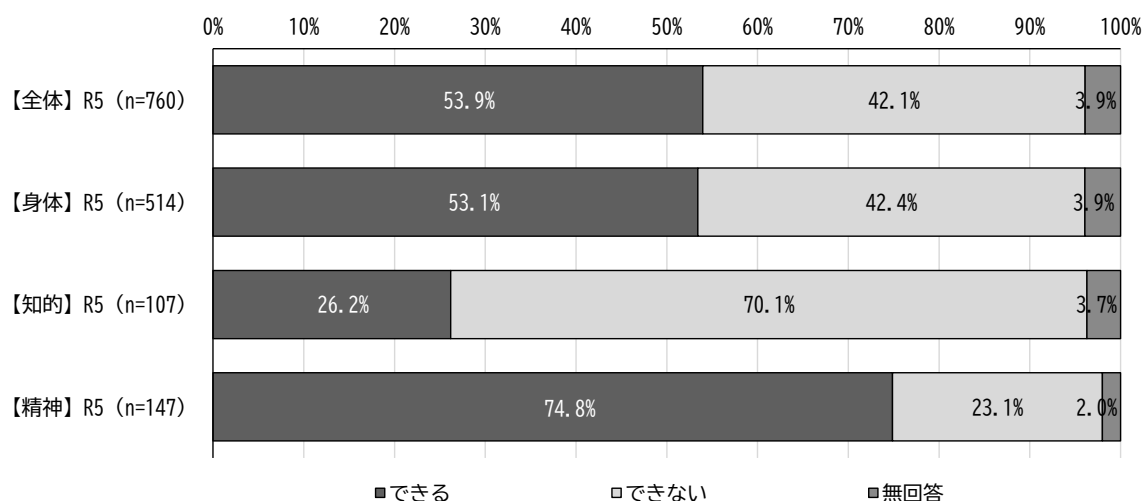
成年後見制度の活用意向は、全体で「今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい」が37.9%となっています。『知的』では、「今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい」が42.1%と多くなっていきます。



キ. 災害時について

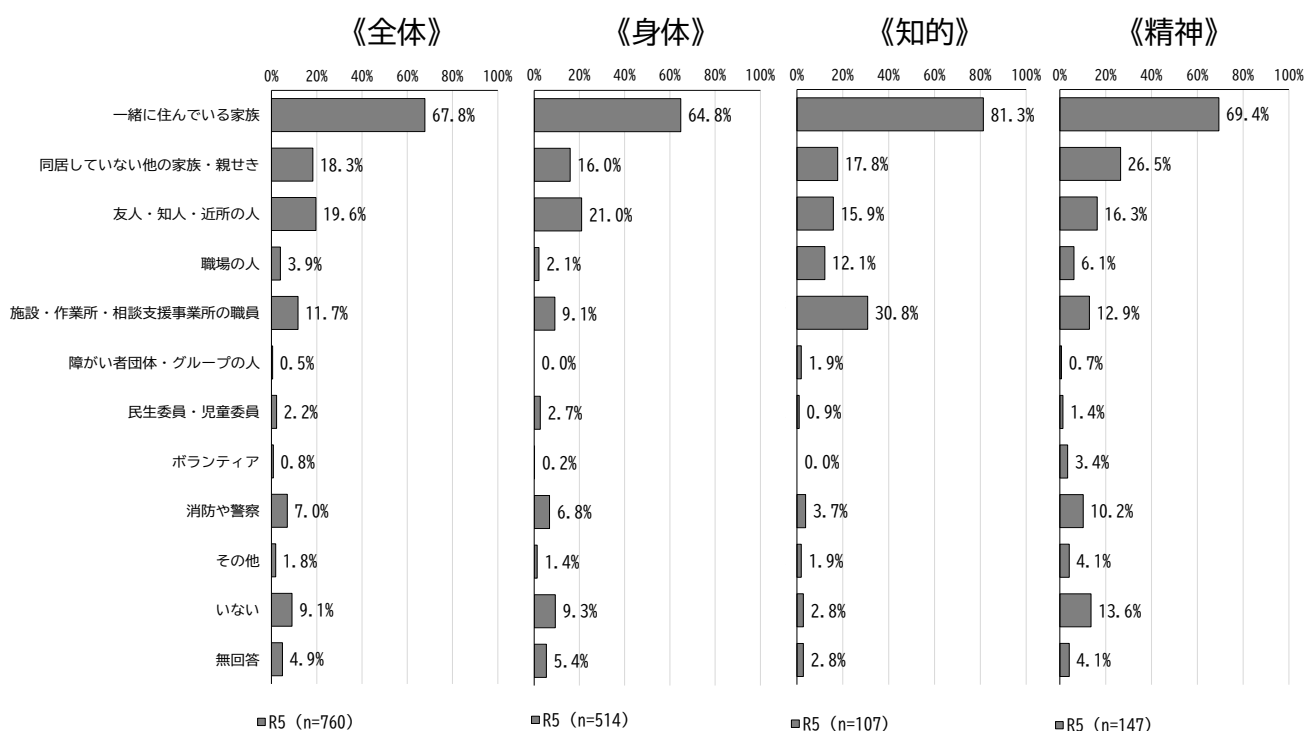
火事や災害などの時に一人で避難できるかは、全体で「できる」が 53.9%、「できない」が 42.1%となっています。『知的』では、「できない」が 70.1%と多くなっています。

【火事や災害などの時に一人で避難できますか】



避難する場合に頼りにできる人は、全体で「一緒に住んでいる家族」が 67.8%と最も多く、次いで「友人・知人・近所の人」が 19.6%となっています。『知的』では、「施設・作業所・相談支援事業所の職員」が 30.8%と多くなっています。

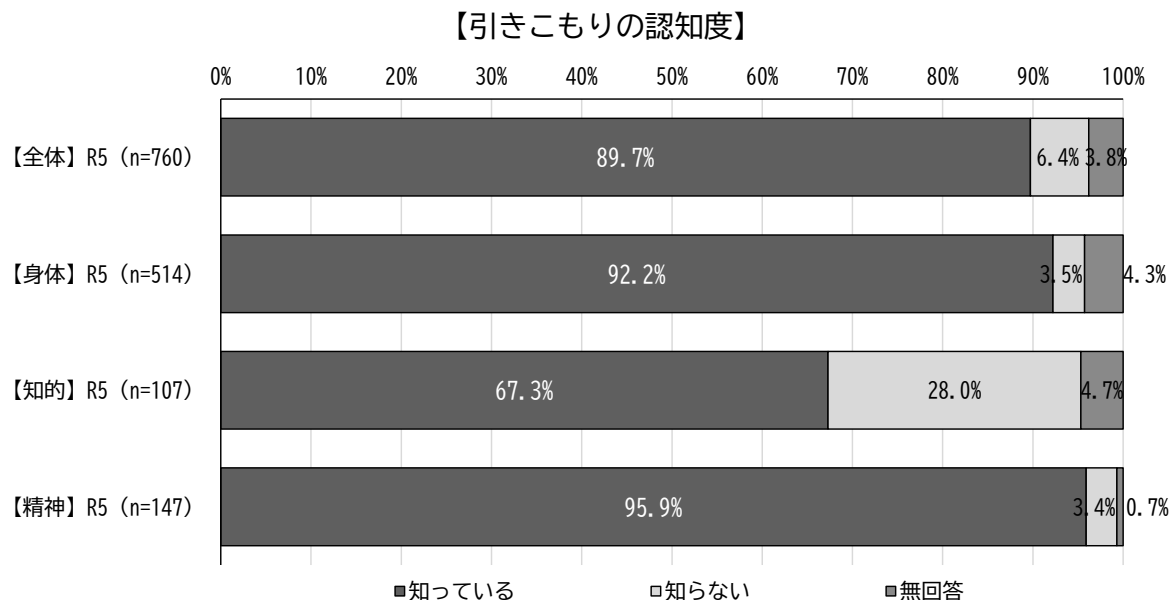
【避難する場合に頼りにできる人（複数回答）】



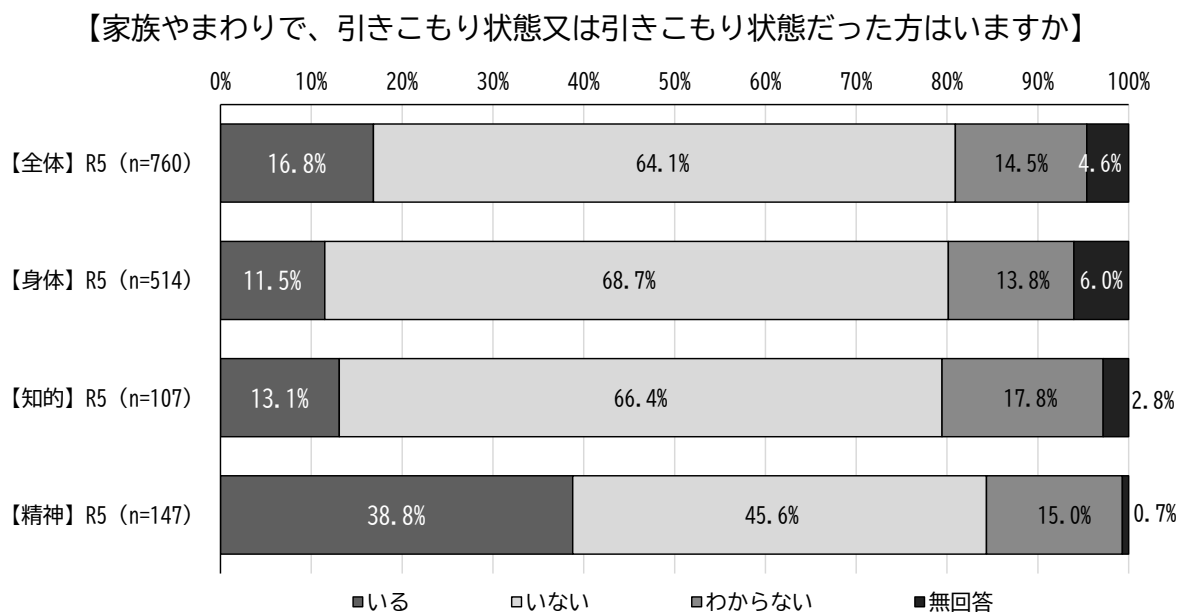


## ク. 引きこもりについて

引きこもりの認知度は、全体で「知っている」が89.7%となっている一方で、「知らない」が6.4%となっています。『知的』では、「知らない」が28.0%と多くなっています。



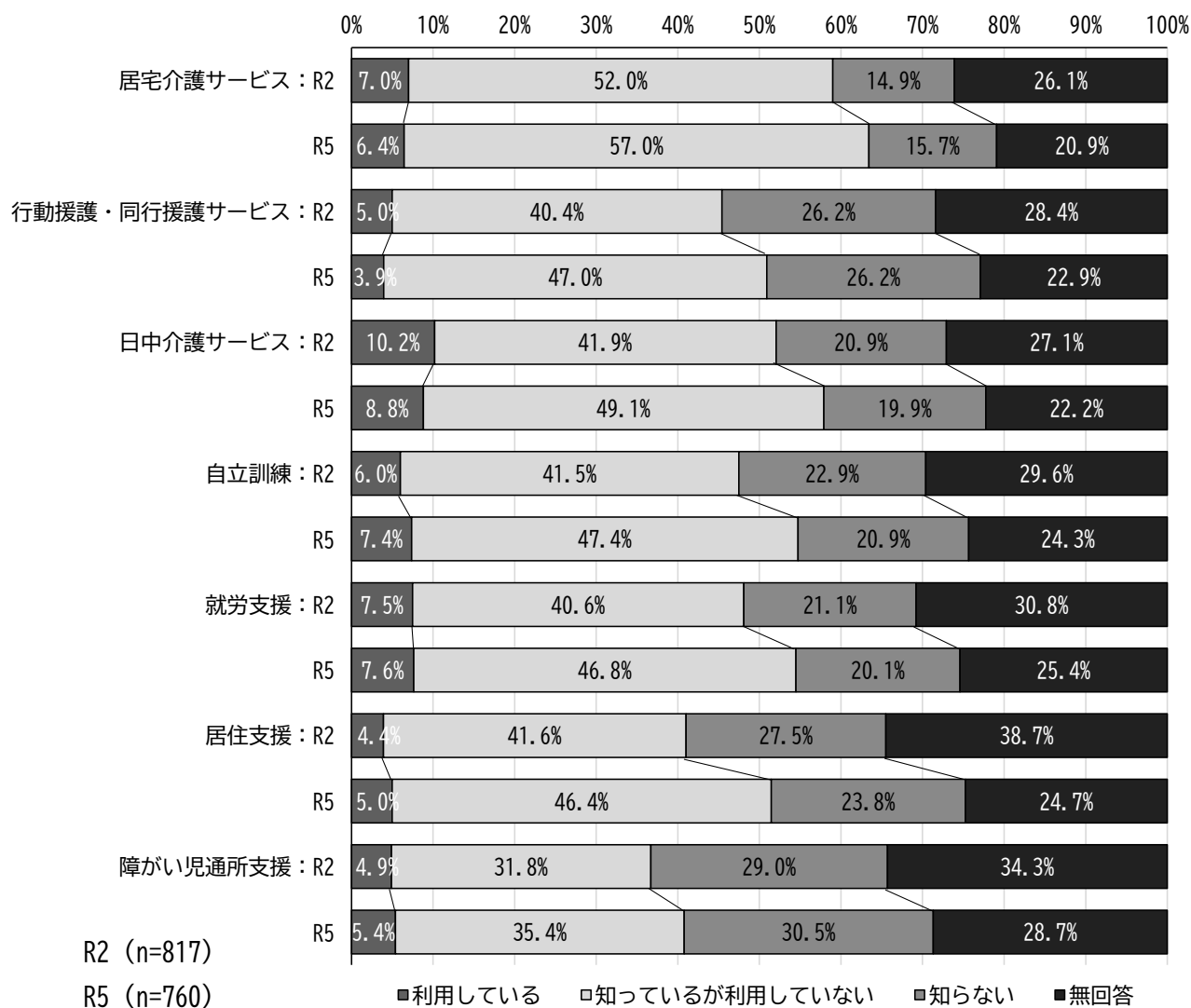
家族やまわりで、引きこもり状態又は引きこもり状態だった方はいるかは、全体で「いる」が16.8%、「いない」が64.1%となっています。『精神』では、「いる」が38.8%と多くなっています。



ケ. 障がい福祉サービスの利用について

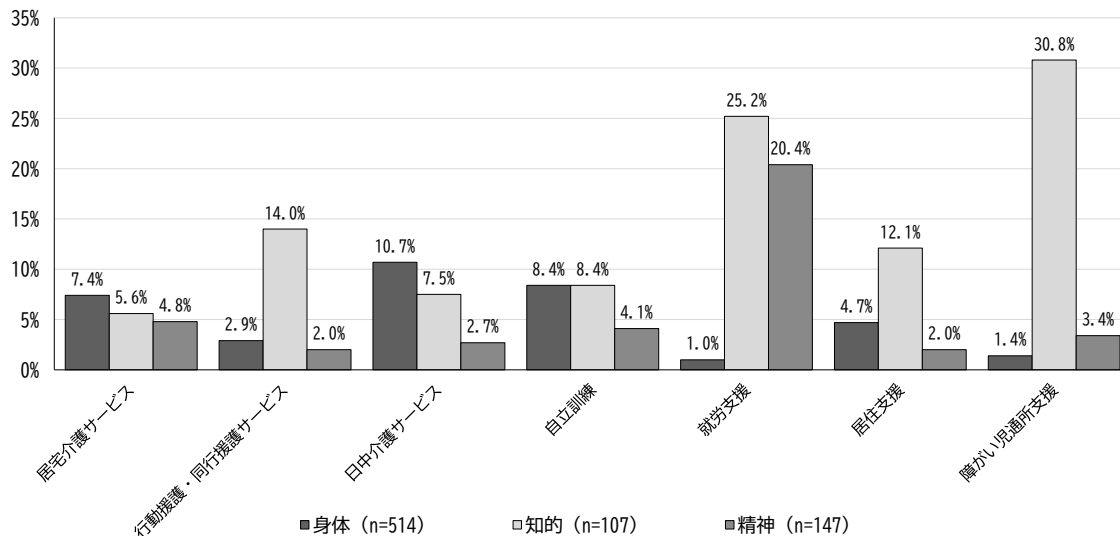
障がい福祉サービスの利用状況は、「利用している」は、「日中介護サービス」が8.8%、「就労支援」が7.6%、「居宅介護サービス」が6.4%となっています。令和2年と比べて、「自立訓練」、「就労支援」、「居住支援」、「障がい児通所支援」で「利用している」は増加していますが、「居宅介護サービス」、「行動援護・同行援護サービス」、「日中介護サービス」で減少しています。

【障がい福祉サービスの利用状況】



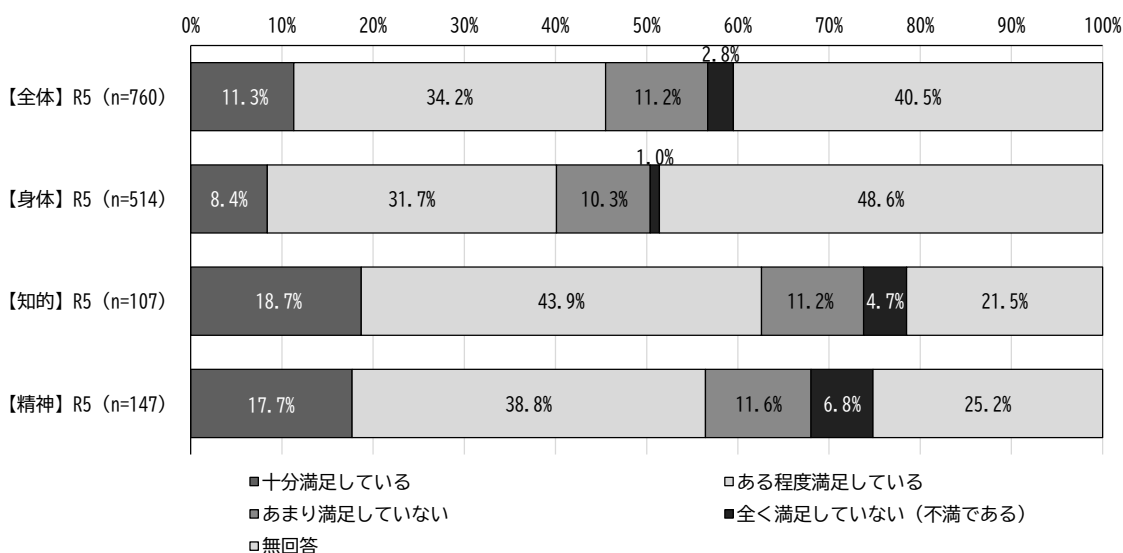
障がい種別の障がい福祉サービスの利用状況は、「就労支援」は『精神』、『知的』で多く、「障がい児通所支援」、「行動援護・同行援護サービス」、「居住支援」は『知的』で多くなっています。

【障がい種別：障がい福祉サービスの利用状況】



利用している福祉サービスの満足度は、全体で「十分満足している」が11.3%、「ある程度満足している」が34.2%と合わせて45.5%の人が満足と回答しています。『知的』では、満足という人が18.7%、『精神』では、17.7%と多くなっています。

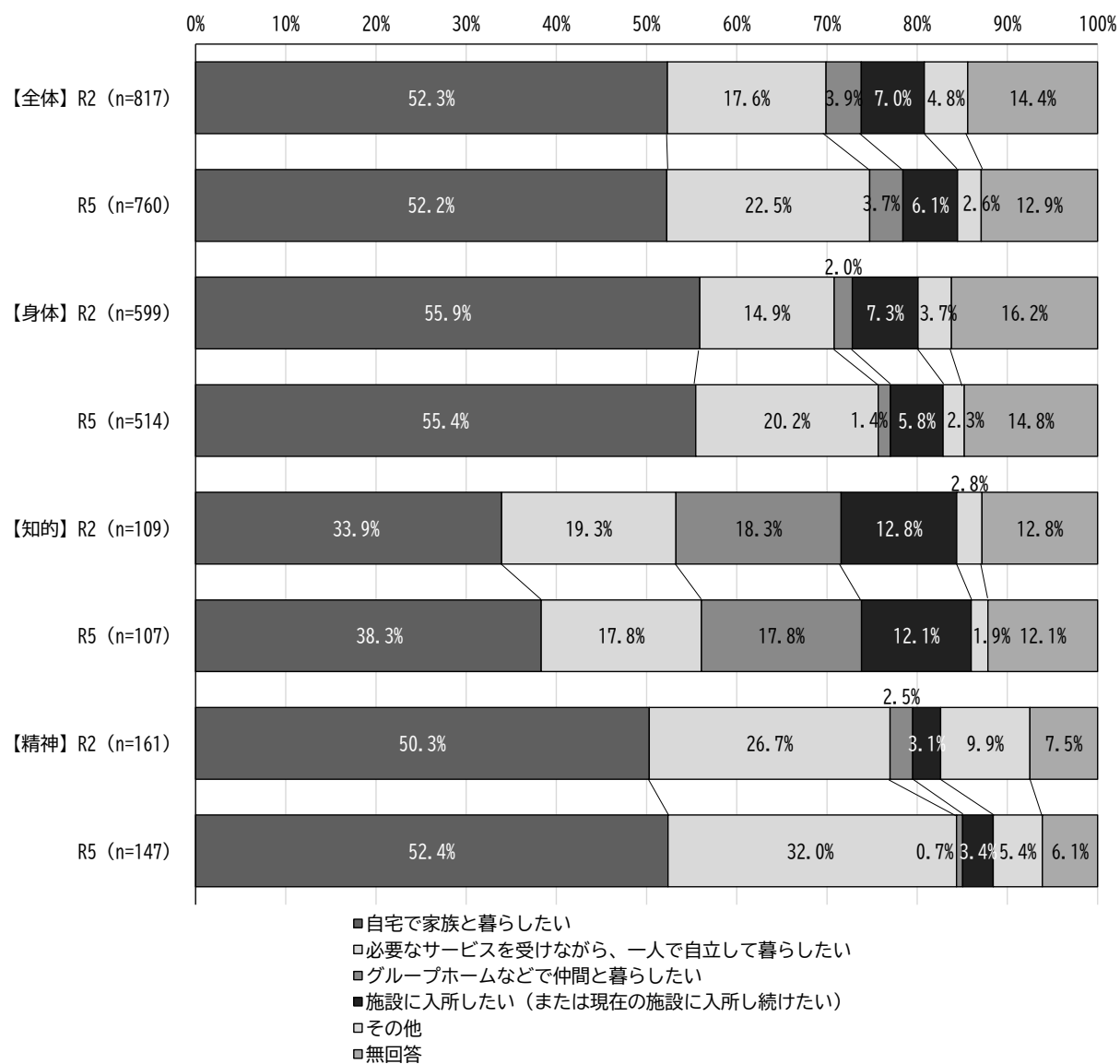
【利用している福祉サービスの満足度】



コ. 将来の暮らしについて

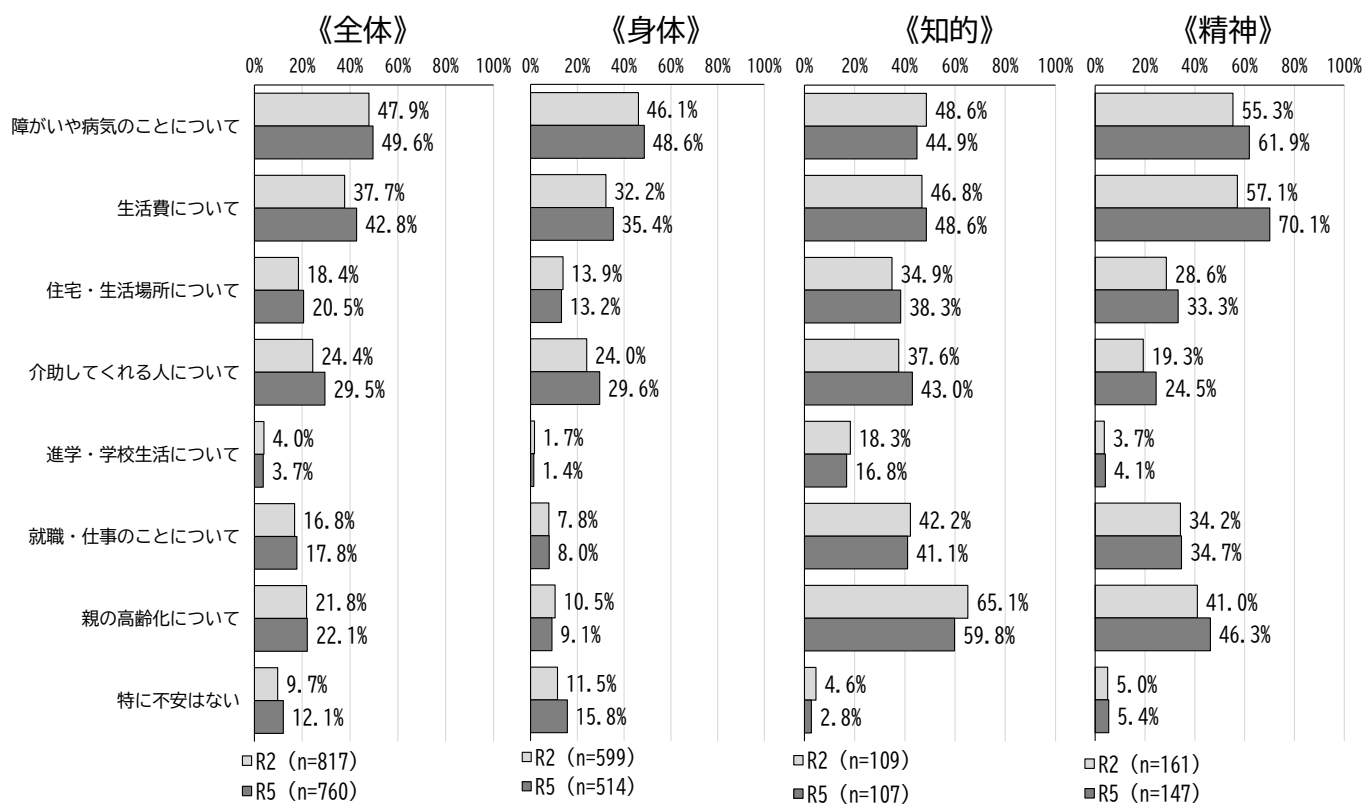
将来希望する生活は、全体で「自宅で家族と暮らしたい」が 52.2%と最も多く、次いで「必要なサービスを受けながら、一人で自立して暮らしたい」が 22.5%となっています。『知的』では、「グループホームなどで仲間と暮らしたい」が 17.8%、「施設に入所したい（または現在の施設に入所し続けたい）」が 12.1%と多くなっています。

【将来希望する生活】



今後の生活の不安は、全体で「障がいや病気のことについて」が49.6%と最も多く、次いで「生活費について」が42.8%となっています。『知的』では、「親の高齢化について」が59.8%、「介助してくれる人について」が43.0%と多くなっています。『精神』では、「生活費について」が70.1%、「親の高齢化について」が46.3%と多くなっています。

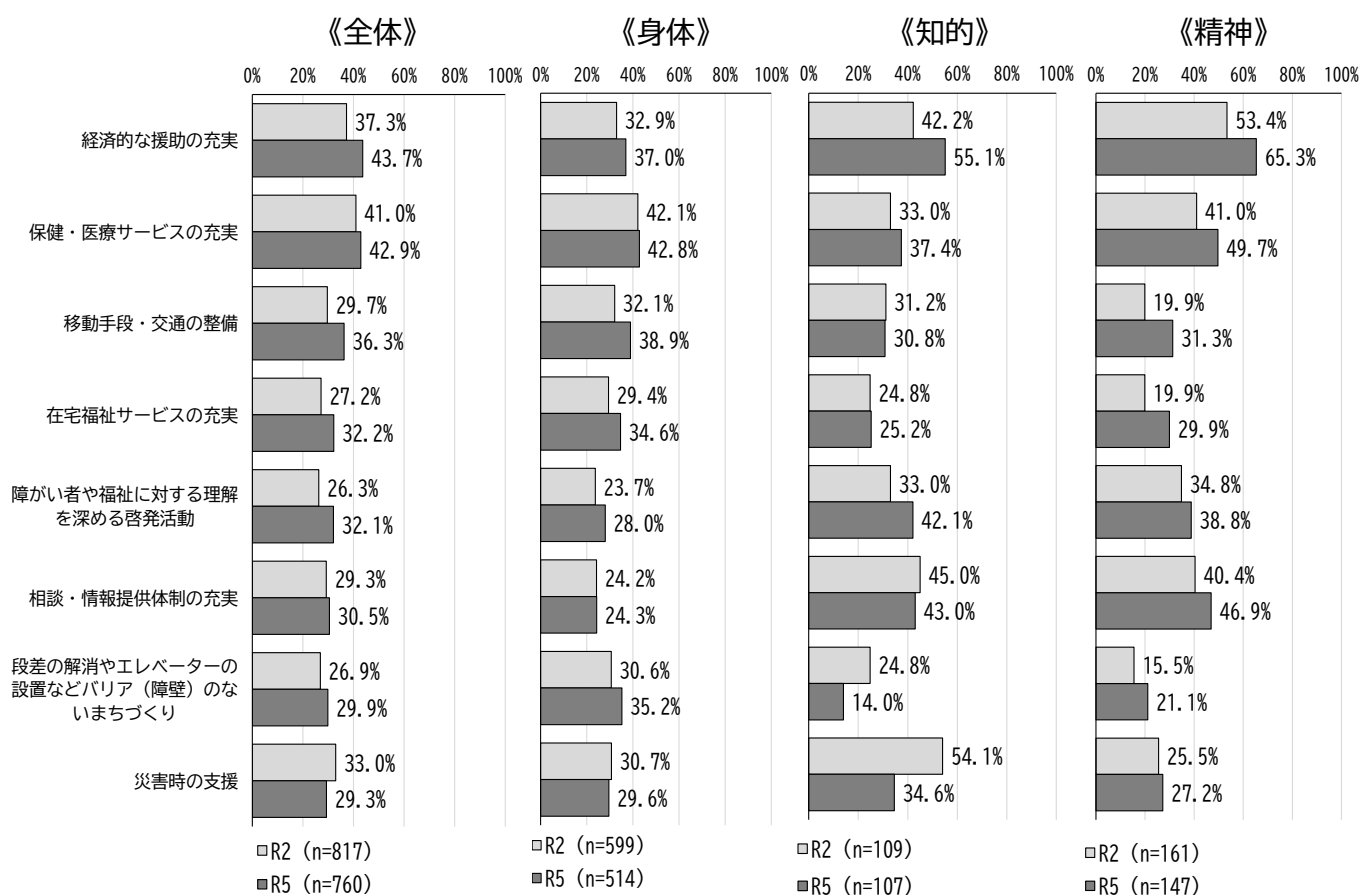
【今後の生活の不安（複数回答）】



サ. 施策要望について

力を入れていく必要がある障がい者福祉施策は、全体で「経済的な援助の充実」が43.7%と最も多く、次いで「保健・医療サービスの充実」が42.9%となっています。『知的』では、「経済的な援助の充実」が55.1%、「相談・情報提供体制の充実」が43.0%、「障がい者や福祉に対する理解を深める啓発活動」が42.1%と多くなっています。『精神』では、「経済的な援助の充実」が65.3%、「保健・医療サービスの充実」が49.7%、「相談・情報提供体制の充実」が46.9%と多くなっています。

【力を入れていく必要がある障がい者福祉施策（複数回答・上位8項目）】



### 3 団体ヒアリングの結果

計画策定にあたり、障がいのある人やその支援団体から意見をいただきました。その主な内容は、以下のとおりです。

#### (1) 実施概要

対象団体：6団体（三芳町身体障害者福祉会、アップルパイ、三芳手話サークル、三芳町聴覚障害者の会、視覚障がい者の会ひとみ、ガイドヘルパーあいの会）

実施期間：令和5年8月18日（金）から令和5年9月29日（金）

調査方法：調査票を各団体に郵送配布し、各団体の希望に応じて郵送回収または意見の聴取を行い、ヒアリング結果としました。

#### (2) 結果概要

##### ア. 情報や相談について

- ・情報は、相談支援員、学校や友人から入手している。相談は、病院の先生。なんとか解決させている。
- ・情報は、インターネットで入手している。
- ・聴覚障害者協会から資料等の配布はあるが、サークル員にマッチするものはあまりないと感じる。情報は、町の広報紙やガイドブック、ホームページから入手している。
- ・基本的に情報は個々で取得している。町外の障がい者団体などから。PCなどから情報を取得する場合は、PCを使える人がいないといけないのが大変。
- ・相談先は、社会福祉協議会。
- ・（高齢者）聴覚障がい向けの高齢ホームが少ない。ななふく苑は、順番待ち状況。
- ・当事者同士で情報を得たり、解決していると思われる。
- ・相談先は、役場福祉課。
- ・基本的には役場に相談している。一部は解決しないこともある。

##### イ. 生活支援サービスについて

- ・スムーズな交通手段が不足していると思う。
- ・手話動画による、周知方法や連絡方法などを取り入れてほしい。
- ・移動支援、同行支援が不足していると思う。
- ・高齢ホームの中、手話コミュニケーション環境になっていない。
- ・そもそも移動支援、同行支援などの支援があることの認識があまりないと感じる。

### ウ. 保健・医療について

- ・手話通訳依頼は、事前予約（3日前まで）が必要であり、突然のことや場合によって、出来ないこともあって手間かかる。
- ・耳鼻科など、車イスで入れる個人病院が少ない。
- ・手話通訳者の不足により、受診の遅れにつながる可能性が考えられる。オンラインで相談できるシステムがあるとよいと思う。
- ・診察前の待ち時間が長い。会計の時の待ち時間が長い。

### エ. 障がい児支援について

- ・支援学級の教員不足。
- ・手話を導入しており、前より良くなっている。

### オ. 社会参加について

- ・障がい者・児同士、または健常者と交流の機会をあえて持つ必要を感じていない。外で健常者の方に自然に助けていただいたりして、ありがたく思っている。
- ・手話会話できる人は、常に手話会話してくれる。
- ・高齢の聞こえない人達が、サークルの場に参加する移動手段が課題の為、場所によっては参加の機会がなくなると思う。
- ・ゲートボール。グラウンド・ゴルフ。食事会（カラオケ）。
- ・個々であれば、ラジオ体操などに参加している。福祉まつりなどは、社会参加の1つと考える。
- ・障がい者・児の方の就労状況について、高齢者が簡単な仕事が欲しいと言っていた。
- ・マッサージや公務員をしている。

### カ. 災害や緊急時について

- ・避難訓練の参加はしていないが、予備の備品などは準備している。
- ・手話できる人達も、一緒に集まりたい。
- ・情報保障があるかどうか、不安あり。避難訓練は、公民館の訓練の際に参加。
- ・一人暮らしに対して、安否確認を出来る体制があればいい。
- ・避難所での不安は、障がい者用のスペースがあるのか。（障がい者や家族の人数を把握されているのか。）障がい者用の避難所（福祉避難所）は、付添いも入れるのか。（小さな兄弟なども一緒にいられるか。）
- ・避難所での不安は、コミュニケーション方法。視覚で伝える方法（表示、案内板、アナウンスの文字化）を設置してほしい。
- ・トイレ1つにしても場所が分からない。人が周りにいるかが1番不安。そもそも避難所まで行けるかが不安。



### キ. 権利擁護について

- ・「成年後見制度」は、制度がよくわからないので詳しく教えてほしい。途中で後見人を変更できるようにしてほしい。
- ・自分でも書類記入できるようマニュアル記入方法が欲しい。
- ・「成年後見制度」がどのような内容か、どういう制度かの周知がないように思われるため、回答しにくい。
- ・勉強会など行えばよい。
- ・手話関連だけでなく、一般の行事にも手話通訳が付いているのがよい。
- ・マスク使用の際、役場の職員の方々も透明マスクを使ってほしい。
- ・合理的配慮は浸透してきている。

### ク. 町への要望について

- ・三芳町に、聴覚障がい者や手話会話できる聴者との高齢ホームが欲しい。聴覚障がい者や手話会話できる聴者とのB型作業所が欲しい。障がい者情報がつまっている図書館やカフェが欲しい。カフェには保護猫も可能ならそうしたい。
- ・職員の方々が障がい者の生活を体験（例：聞こえない環境、見えない環境、福祉用具を使う生活など）をして頂き、何が大変で何が不自由か自由か等考える機会があるとよいと思う。福祉計画や施策がより充実し、当事者に寄り添った内容が反映されると思う。
- ・町役場からコピスまでの点字ブロックが、駐車場が出来てしまったことによりなくなってしまった。QRコードを使用すれば道案内などがあるが、そもそもQRコードを読み取れない。

## 4 施策の実施状況

### (1) 施策の取組状況

前計画期間中（令和3年度～令和5年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

#### ア. 情報・相談・権利擁護の充実

相談支援体制の強化や福祉サービスの利用促進とともに、虐待防止や差別解消、権利擁護の推進に取り組んできました。

- ・「障がい者生活支援事業」は、引き続き町内のめぐみ会に委託し、「相談支援センターかしの木」が運営しています。
- ・三芳町障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱を策定し、令和3年度より基幹相談支援センターを設置することで、町の相談支援体制を強化しています。
- ・障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心等を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるための「地域生活支援拠点等」の体制を面的整備型にて検討を進めています。令和5年度中に入間東部みよしの里と緊急一時避難に関する協定を締結する見込みです。

今後、身体障がい者に関する緊急一時避難や、災害時要配慮者についても検討を進めています。

- ・虐待防止の取組として、引き続きガイドラインやマニュアルに基づき関係機関と連携し、個別案件の対応をしてきました。
- ・差別解消に向けた取組として、引き続き町職員への服務規律の一環として「職員対応要領」に基づき対応をしています。個別の相談があった場合は、調査を実施、合理的配慮について相手側の事業所等へ対処方法などの助言をしてきました。

#### イ. 生活支援サービスの充実

サービスに関する情報提供やサービス提供事業所との連携強化等に取り組んできました。

- ・障害者総合支援法や児童福祉法の各障がい福祉サービス（地域生活支援事業も含む）について、町のホームページや障がい者福祉ガイド等で周知に努めてきました。また、委託相談支援事業所、計画相談支援を行う特定相談支援事業所等と連携し、周知や個別対応の充実を図ってきました。
- ・障がい福祉サービス提供のための人材確保、サービス提供事業者等への必要な支援については、県の研修会等の周知をしてきました。
- ・障がい児の支援については、当事者向けの情報交換会などを実施しています。令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、令和5年度は実施予定です。

## ウ. 保健・医療体制の充実

母子保健や各種健診、医療体制及び精神保健福祉の充実に取り組んできました。

- ア) 健康管理・リハビリテーション等の支援
  - ・健康診断の結果等について、管理栄養士・保健師による個別相談を実施しました。
  - ・生活習慣病予防のための講座を実施しました。
- イ) 医療体制の充実
  - ・医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療給付を行いました。
  - ・医療的ケア児に対し、医療的ケア児総合支援事業を行い、訪問看護に係る費用の助成制度を開始し、また自宅以外でも訪問看護を利用できる体制を整えました。
- ウ) 精神保健福祉の充実
  - ・相談支援体制の充実を図るため、町単独でかしの木ケアセンターに委託し、拡充した相談対応の人員を維持しました。

## エ. 障がい児教育の充実

保健、福祉教育等の関係機関が連携し、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援が受けられる体制づくりに取り組んできました。

- ・発達に課題のある子を持つ親に対する、臨床心理士（公認心理士）による個別相談や保育所等への巡回相談を実施しました。また、町立みどり学園と連携した、発達フォロー教室を実施しました。
- ・地域自立支援協議会の「障がい児支援検討部会」においても、障がい児とその家族の抱える課題について検討し、年に1度情報交換会を実施しています。令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、令和5年度は実施予定です。
- ・医療的ケア児のレスパイトケア促進事業として、訪問看護に係る費用の助成制度を開始し、医療的ケア児、重症心身障害児およびそのご家族に対して柔軟に支援が行えるよう、仕組みづくりを行いました。

## オ. 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労など、主体的な活動を支える取組を進めてきました。

- ・就労支援については、ハローワークや町障がい者就労支援センター、埼玉障害者職業センター、相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、特別支援学校、町観光産業課などと連携し対応しています。
- ・地域自立支援協議会の専門部会である「就労支援検討部会」において、就労支援のガイドラインの検討や就労支援事業所のパンフレット作成を進め、印刷・配布やホームページへの掲載を行います。また、町在住の障がい児が多く通っている県立所沢おおぞら特別支援学校と連携し、卒業生が円滑に就労移行・就労継続支援につながるためのフォーマット作成を検討しています。
- ・就労支援センターが「個別支援計画」を作成し、きめ細やかな対応をしてきた結果、年々就労者も増加しています。
- ・障がい者施設等からの物品等の調達方針に基づき、庁内に周知し促進を図っています。
- ・障害者総合支援法に定められている個別給付の「就労定着支援」を活用し、就労した方の職場定着の促進を図っています。

## カ. 安全・安心な生活環境の整備

福祉のまちづくりとして防犯・防災対策を推進しました。

### ア) 福祉のまちづくり

- ・防災無線の内容をホームページ、SNS、登録制メールにより配信、また、災害・避難情報は緊急速報メールを導入しています。

### イ) 防犯・防災対策の推進

- ・緊急時連絡システムの体制整備を行いました。
- ・障害者手帳の取得説明時に、災害時要援護者の登録の案内をし、災害時の要援護者台帳を作成しました。また、民生委員・児童委員と個別訪問、個別避難支援プランの作成を行いました。
- ・避難行動要支援者名簿について、3障がいの手帳取得者より名簿を作成しました。

## キ. 地域福祉の推進

「あいサポート運動」の推進、交流の場の充実、当事者団体の育成支援、当事者の参加を推進しました。

- ・富士見市社会福祉協議会に委託し、毎月定期的にあいサポーター研修を開催しました。また、講師として障がい当事者が参加することで、住民に対しての理解を深めることができました。
- ・公民館との共催事業で、聴覚障がい者との交流場所として、毎月定期的到手話サロンを開催しました。徐々に参加者が増加し、手話に対する理解が深まっています。
- ・障がい者補助団体の事務局として参加、当事者団体の支援を実施する等、普及啓発に努めました。
- ・当事者が講師として、あいサポーター研修や学校における福祉教育に参加することで、障がいについての理解がより深まり、共生社会を目指す一助となっています。
- ・聴覚障がい者が各種イベントや講演会等に参加しやすいよう、開催担当課と連携を図り、手話通訳等情報保障に努めました。
- ・聴覚障がい者や視覚障がい者の意思疎通支援の担い手を養成するための講習会、講演会を計画的に開催しました。
- ・手話言語条例に基づき、手話を一つの言語として位置づけており、あいサポート運動の中で聴覚障がい者などの当事者の体験談等を通じ、当事者理解を深めた。
- ・福祉啓発のためのYouTubeチャンネルを開設し、動画を用いて効果的に広く啓発しました。

## (2) 障がい福祉サービスの実施状況

第6期障がい福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

## ①指定障がい福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（1か月あたり）

サービス名	単位	実績値		計画値			対計画
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間数	289	331	270	233	200	142.06%
	人数	52	62	29	26	23	238.46%
生活介護	人数	59	69	53	52	51	132.69%
自立訓練（機能訓練）	人数	0	1	1	1	1	100.00%
自立訓練（生活訓練）	人数	0	1	1	1	1	100.00%
就労移行支援	人数	9	6	15	19	25	31.58%
就労継続支援（A型）	人数	10	6	12	14	17	42.86%
就労継続支援（B型）	人数	61	59	66	68	71	86.76%
療養介護	人数	3	4	3	3	3	133.33%
短期入所	人数	3	5	4	4	3	166.67%
共同生活援助（グループホーム）	人数	24	28	26	30	34	93.33%
施設入所支援	人数	31	32	31	32	33	100.00%
計画相談支援	人数	37	46	47	56	68	82.14%
地域移行支援	人数	0	0	1	1	1	0.00%
地域定着支援	人数	0	0	5	5	5	0.00%
児童発達支援	人数	53	56	22	24	28	233.33%
放課後等デイサービス	人数	138	149	91	103	115	144.66%
保育所等訪問支援	人数	1	5	2	3	6	166.67%
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	—
障がい児相談支援	人数	22	23	20	22	24	104.55%

## ②地域生活支援事業

(年間あたり)

サービス名	単位	実績値		計画値			対計画	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	
①相談支援事業	障害者相談支援	箇所	1	1	1	1	1	100.0%
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	—
	相談支援機能強化事業	有無	無	無	有	有	有	—
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	—
②成年後見制度利用支援事業		人数	3	4	2	2	2	200.0%
③意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	378	346	402	411	421	84.2%
	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	100.0%
④日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	8	0	1	1	1	0.0%
	自立生活支援用具	給付件数	8	0	3	3	3	0.0%
	在宅療養等支援用具	給付件数	6	4	6	9	14	44.4%
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	7	7	5	5	5	140.0%
	排泄管理支援用具	給付件数	677	761	565	575	586	132.3%
	居宅生活動作補助用具	給付件数	0	0	1	1	1	0.0%
⑤移動支援事業		人数	9	12	8	9	10	133.3%
⑥地域活動支援センター		箇所	0	0	0	0	0	—
⑦日中一時支援事業		人数	4	7	10	11	12	63.6%

## 5 取り組むべき課題

### (1) 情報提供、相談支援、障がい者差別解消

- ・障がい福祉に関する実態調査によると、障害者差別解消法の認知度は、「知っている」、「聞いたことはある」を合わせた 32.7%に対し、「知らない」が 57.5%となっており、半数以上が「知らない」と回答しています。引き続き障害者差別解消法などの法律や言葉の認知度をあげていく必要があります。
- ・障がい福祉に関する実態調査によると、差別を受けた時、どこかに相談したかについて、「相談した」が 20.0%に対し、「相談したかったができなかった」が 21.5%、「相談しようと思わなかった」が 48.7%となっており、差別を受けたときの相談窓口の周知や、相談体制の強化をしていく必要があります。
- ・サービス利用の増加、近隣市の計画相談支援の動向などにより、2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の圏域の特定相談支援事業者数の増加に向けた体制整備を引き続き実施していく必要があります。
- ・地域相談支援の「地域移行支援」や「地域定着支援」を促進するための「一般相談支援事業所」が2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の圏域にないので体制整備を実施していく必要があります。
- ・情報、コミュニケーション支援の充実については、意思疎通及び情報保障の観点から、地域自立支援協議会の「コミュニケーション支援検討部会」で聴覚、視覚、知的障がい、高次脳機能障がいなど、障がい特性ごとの支援を協議していく必要があります。
- ・差別解消に向け、障がい者団体や関係機関、障がい福祉サービス事業所、商工会、会社への周知、「あいサポート運動」を絡めながら普及啓発を引き続き取り組んでいく必要があります。相談があった場合の支援体制や町全体の合理的配慮の推進、差別解消に向けた取組を強化していく必要もあります。

### (2) 地域での生活支援の充実

- ・障がい福祉に関する実態調査によると、外出の際に困ることとして「公共交通機関が少ない（ない）」との回答が多くなっており、町の道路整備や交通機関の整備をしていく必要があります。
- ・町の相談支援体制の強化に向けて、「基幹相談支援センター」の設置により、同センターの役割や機能により様々な障がいやライフステージごとに継続した相談支援の充実、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所等への個別支援のフォローやコーディネート体制を整備していくことが重要です。
- ・障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」も安心できる地域生活支援を推進していく「地域生活支援拠点等」の体制整備が重要です。特に「成年後見制度利用事業」のさらなる普及啓発、利用促進に取り組み、権利擁護を強化することが重要です。



### (3) 保健・医療体制の充実

- ・医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が、現在町内にないため、近隣市と協力し体制整備を進める必要があります。
- ・難病患者・難病患儿の日常生活用具の支給体制は整いましたが、障がい福祉サービスの支給決定基準を設け、障害者手帳の取得が困難な難病患儿者に対し、サービス利用の体制づくりをしていく必要があります。
- ・障がいのある高齢者に対し、介護保険と障がい福祉サービスの利用体制は整ってきましたが、今後は課題となっている支給決定基準を設け、支給内容についての体制整備をしていく必要があります。

### (4) 障がい児教育の充実

- ・障害者手帳の取得までに至らない発達気になる子の療育機関の利用が増えてきているため、相談に応じられる体制づくりをしていく必要があります。
- ・親や家族が学べる機会がほしいとの声もあるため、親支援事業（ペアレントトレーニング）を行っていく必要があります。

### (5) 就労や社会参加への支援

- ・就労支援については、個別対応、関係機関との連携、ネットワークや地域課題への取組が極めて重要であり、地域自立支援協議会専門部会の「就労支援検討部会」で検討していきます。
- ・障がい者雇用の働きかけの強化、企業実習先の拡大、「障害者優先調達推進法」の充実、賃金や工賃の増加など、国、県の施策と連携して対応していく必要があります。
- ・障がい福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援B型等を利用している福祉的就労の方が、障がい者雇用を含めた就労ができるような支援体制の整備やガイドライン作成が重要です。
- ・障害者優先調達制度については、指針を作成した町各課と連携し推進に努めています。町役場における障がい者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達推進法のガイドラインに沿った各課対応の推進などが課題です。

### (6) 安全・安心な生活環境の整備

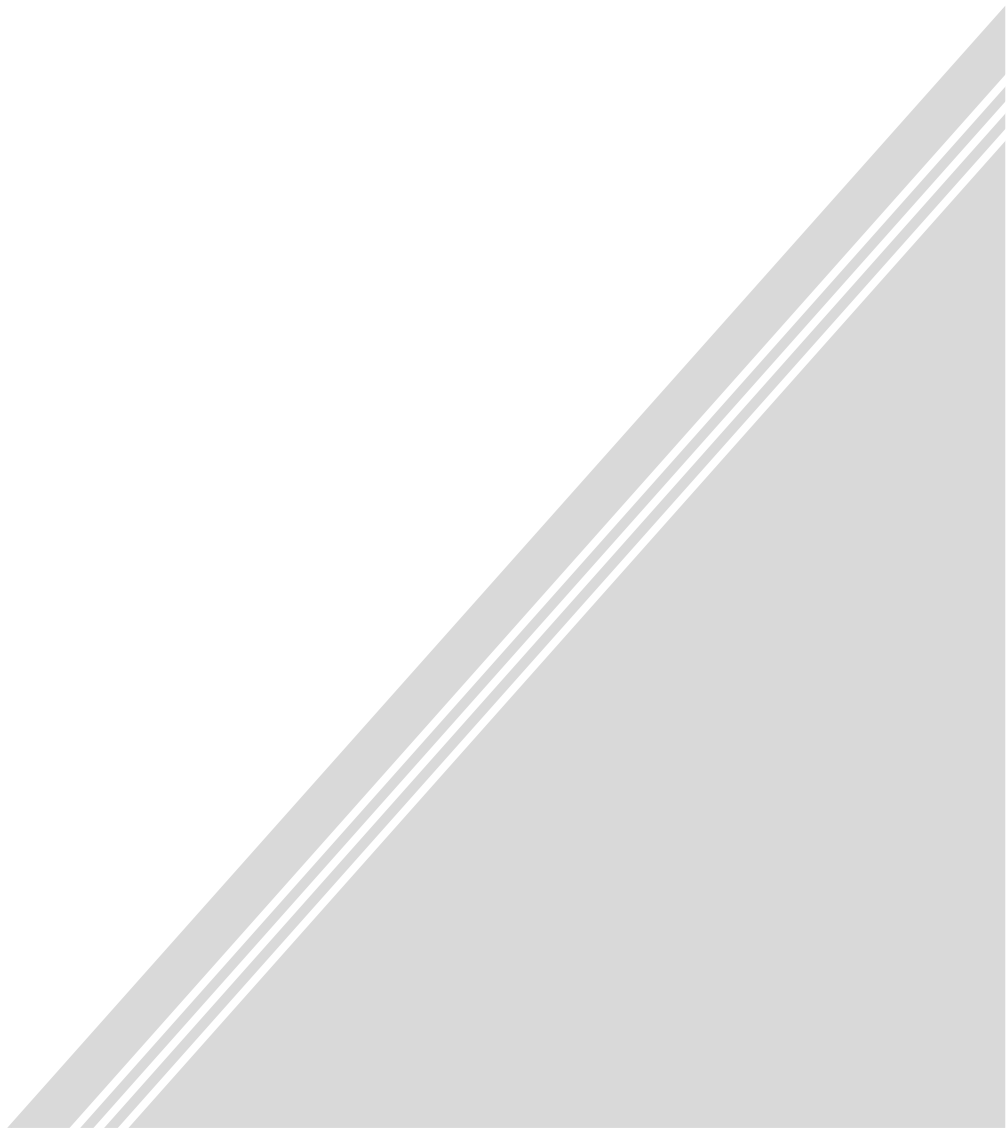
- ・地域住民と連携し、災害時の避難支援体制を具体化するとともに、今後も対象者の登録の促進を図り、個別避難支援プランの作成、及び定期的見直しをしていく必要があります。
- ・埼玉県福祉のまちづくり条例をもとに、公共施設や歩道の整備を引き続き推進していきます。
- ・聴覚障がい者や防災無線が聞こえにくい人に対し、今後も多角的方法を検討していく必要があります。

### (7) 地域福祉の推進

- ・地域共生社会の実現に向け、今後も「あいサポート運動」を通し理解を深める必要があります。
- ・今後も町内の学校、企業に対し「あいサポート運動」を広めていきます。
- ・手話言語条例の制定後、事業等で手話に対する理解は深まっています。今後、推進方針を策定し、さらに推進に努める必要があります。
- ・地域福祉計画と連携をしながら進めていきます。

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

---



# 「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある人が困っていることや、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになっていただく取組として、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

三芳町では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取組を進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることから始めます。障がいを知ることにより、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

「あいサポート運動」を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある人であれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

## 1 計画の基本理念

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのある人に「あらゆる分野の活動に参加する機会」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会」、「意思疎通のための手段についての選択の機会」、「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となる様々な支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

本計画は次に掲げる基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全・安心の取組等、幅広い施策の推進に取り組みます。

### 【 基 本 理 念 】

三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、  
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、  
ともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

### 1 情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取組を強化します。

### 2 生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

### 3 保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

### 4 障がい児支援の充実

幼稚園・保育所・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

### 5 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取組を進めます。

### 6 安全・安心な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取組を進めます。

### 7 地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや障がい当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

## 3 施策の体系

基本目標	施策	事業
1 情報・相談 ・権利擁護の充実	(1) 情報・コミュニケーション 支援の充実	①広報紙・ガイドブックの活用
		②ホームページ等の活用
		③コミュニケーション支援事業
		④通訳者・奉仕員等の養成
		⑤手話言語条例の推進
	(2) 相談・ケア体制の充実	①障がい者相談支援事業
		②基幹相談支援センターの整備
		③自立支援協議会相談支援部会の活用
		④障がい者相談窓口の充実
		⑤医療的ケアが必要な方への相談支援
	(3) 権利擁護の充実	①成年後見制度利用支援事業
		②人権擁護の推進
		③障がい者差別解消に向けた取組の強化
		④虐待防止の取組の推進
		⑤福祉サービス利用援助事業の啓発・支援
2 生活支援サービスの 充実	(1) 日常生活の支援	①訪問系サービスの充実
		②日中活動系サービスの充実
		③福祉用具等の利用支援
	(2) 移動支援	①移動支援事業
		②多様な移動手段の支援
	(3) 居住の場の確保	①居住支援
		②施設入所支援
		③多様な住まいの確保
		④住宅改修への支援
	(4) 経済的支援	①各種手当の支給
		②医療費等の助成
	3 保健・医療体制 の充実	(1) 健康管理・リハビリ テーション等の支援
②母子保健の充実		
③高齢障がい者等への支援		
(2) 医療体制の充実		①医療的ケアの充実
		②医療費等の助成
		③緊急医療体制の確保
		④難病患者への支援体制の整備
(3) 精神保健福祉の充実		①精神障がい者相談体制の充実
		②こころの健康づくり事業の推進
		③地域交流事業の促進
		④精神障がい者の医療の充実
		⑤うつ病・自殺対策の充実

基本目標	施策	事業
4 障がい児支援の充実	(1) 子どもの成長支援	①早期発見・早期対応の体制づくり
		②療育支援の充実
		③継続した支援体制の確立
		④障がい児の親への支援体制の確立
	(2) 保育・教育支援の充実	①統合保育の推進
		②保育・教育相談の充実
	(3) 学校教育の充実	①特別支援教育の推進
		②教職員研修の充実
		③学校施設の整備
	(4) 放課後支援の充実	①学童保育室の充実
		②地域生活支援事業の活用
	5 社会参加への支援	(1) 就労の支援
②障がい者雇用の促進		
③就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援		
④職業訓練の推進		
⑤就労に向けた生活習慣の確立への支援		
⑥就労支援のネットワークづくり		
(2) 福祉的就労の充実		①福祉的就労の場の拡充
		②障がい者施設生産物の販売支援
(3) 生涯学習の推進		①情報提供の工夫
		②ボランティアの確保
		③図書館事業の充実
		④公民館事業の充実
(4) スポーツ・文化活動 の推進		①自主サークルなどの活動支援
		②スポーツ・レクリエーション施設の充実
		③スポーツ・レクリエーション推進事業 への参加促進
		④芸術文化活動への参加促進
	⑤町民体育祭への参加促進	
	⑥市民文化祭への参加促進	
6 安全・安心な 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくり	①人にやさしいまちづくりの推進
		②公共施設のバリアフリー化
		③情報バリアフリーの推進
	(2) 防犯・防災対策の推進	①緊急通報体制の充実
		②災害時要援護者対策の充実
		③避難所での障がい者支援
		④防犯情報の配信
		⑤消費者保護の取組
7 地域福祉の推進	(1) あいサポート運動の推進	①啓発活動の推進
		②職員研修の充実
		③ボランティア活動の支援
	(2) 交流の場の充実	①交流保育の推進
		②みよしまつりの開催
		③福祉まつり事業への協力・支援
		④町民文化祭の開催
		⑤地域での交流活動の充実
	(3) 障がい当事者団体等の 育成支援	①障がい当事者団体等の活動支援
		②団体間のネットワークづくり
	(4) 障がい当事者参加の推進	①まちづくりへの参画
		②福祉施策検討への参画



# 第4章 施策の展開

---





## 基本目標1 情報・相談・権利擁護の充実

### 施策(1) 情報・コミュニケーション支援の充実

事業名	内容	担当課
広報紙・ガイドブックの活用	福祉サービスの情報をはじめとする町からの情報が障がい者に適切に届くように、広報みよしやガイドブックによる情報提供を行います。また、声の広報及び点訳版を視覚障がいの希望者に送付するとともに、活字だけでなく、動画などを通じて多くの情報を得られるよう努めます。	福祉課 秘書広報室
ホームページ等の活用	町のホームページを通じて、声の広報として音声で毎月広報の情報を掲載するなど、福祉サービスの内容やボランティアの紹介などをわかりやすく幅広く提供します。スマートフォンなどの情報端末を活用した情報提供も強化します。	福祉課 秘書広報室
コミュニケーション支援事業	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（地域生活支援事業）により、意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対し、手話通訳者等による意思疎通の円滑化を図ります。また、Net119 緊急通報システムの普及に努め、引き続き、知的障がい者・高次脳機能障がい者・発達障がい者・失語症者の意思疎通支援策を自立支援協議会の専門部会を通して検討します。	福祉課
通訳者・奉仕員等の養成	コミュニケーション支援事業の担い手である手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講習会を実施します。参加のきっかけづくりとして始めた「初めての手話講習会」についても継続します。参加人数の増加を目指すために、今後も短期の講座等手話にふれる機会を提供します。	福祉課
手話言語条例の推進	「手話は言語である」との理念のもと、ろう者と聞こえる人がお互いを理解し、共生する社会を実現するために手話言語条例を制定しました。手話施策推進方針にのっとり、具体的実施に向けた取組を進めていきます。令和7年度に条例制定10周年を迎えることから、デフリンピック大会ホストタウン事業との連携を図り、広く周知を行います。	秘書広報室 福祉課 文化・スポーツ推進課

## 施策（2）相談・ケア体制の充実

事業名	内容	担当課
障がい者相談支援事業	障がい者や家族からの相談に応じるとともに、必要に応じて相談支援事業者とも連携し、情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護などの必要な支援を行います。町単独で相談支援事業を委託し、相談窓口体制を整えました。今後は、令和4年度に設置した基幹相談支援センターを通じ、情報交換等を行いながら、町内の相談支援事業所全体の質の向上を目指します。	福祉課
基幹相談支援センターの整備	地域自立支援協議会の相談支援部会において「基幹相談支援センター」の提言を受け、令和4年度に基幹相談支援センターを直営にて設置しました。今後、相談支援事業所との連携を深めながら町の相談支援体制を強化します。	福祉課
自立支援協議会相談支援部会の活用	対応困難な相談事例を検討する場として、また重症心身障がい児・者や高次脳機能障がい、若年性認知症、発達障がい、軽度の発達への不安など一般的にサービス提供体制の整備が遅れている方々への支援策検討の場として自立支援協議会相談支援部会を活用します。	福祉課 健康増進課 学校教育課
障がい者相談窓口の充実	地域自立支援協議会の相談支援部会の提言を受け、令和4年度に基幹相談支援センターを直営にて設置しました。今後、相談支援事業所との連携を深めながら町の相談支援体制を強化します。	福祉課 健康増進課
医療的ケアが必要な方への相談支援	難病や重症心身障がいなど、医療的ケアが必要な方への相談支援に向け、保健、医療、福祉、教育、就労など多岐にわたる課題に対して切れ目のない支援を実施できる体制づくりを進めます。検討の場として地域自立支援協議会障がい児支援検討部会を活用します。なお、令和4年度より第三保育所にて受け入れが可能となりました。	福祉課 健康増進課 こども支援課 学校教育課

## 施策（3）権利擁護の充実

事業名	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス(地域生活支援事業)により、成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度利用の申し立てにかかる諸費用の助成を行います。権利擁護の支援体制、専門性の確保が課題であり、基幹相談支援センターも活用しつつ、専門性の確保、重層的な支援体制及び中核機関を構築します。	福祉課
人権擁護の推進	共生社会の実現に向け、障がい者はもとより、あらゆる住民の人権について正しく理解し、擁護していくため、広報やパンフレットを活用した人権意識の啓発を進めます。	福祉課 総務課
障がい者差別解消に向けた取組の強化	町では、平成26年から「あいサポート運動」の取組を進めています。また、「職員対応要領」を作成し、職員研修を実施しているほか、障がい者団体や関係機関、障がい福祉サービス事業所、企業への周知、普及啓発を行っています。相談があった場合の支援体制や町全体の合理的配慮の推進など、差別解消に向けた取組を強化します。令和6年度には運動を始めてから10年を迎えることから、記念事業の実施を検討します。	福祉課
虐待防止の取組の推進	福祉課において、虐待への対応として、ガイドラインやマニュアルを作成し対応しています。各種の関係機関と連携を図りながら、早期発見・早期対応を図るとともに、基幹相談支援センターを活用し、相談支援体制を構築します。	福祉課
福祉サービス利用援助事業の啓発・支援 (社会福祉協議会との連携事業)	社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業(ひとりでの判断に不安のある障がい者等に対し、生活支援員が定期的に訪問し、暮らしに必要なお金の出し入れや重要書類の預かり等を行うサービス)の啓発・支援を行います。	福祉課

## 基本目標2 生活支援サービスの充実

### 施策（1）日常生活の支援

事業名	内容	担当課
訪問系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。相談支援の中で必要なサービスについての情報提供を行います。また、不足するサービスについては地域自立支援協議会や相談支援部会を活用して検討し、県への働きかけや事業者支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 同行援護</li> </ul>	福祉課
日中活動系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。相談支援の中で必要なサービスについての情報提供を行います。また、不足するサービスについては地域自立支援協議会や相談支援部会を活用して検討し、県への働きかけや事業者支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 短期入所（ショートステイ）</li> <li>・ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>・ 自立訓練（生活訓練）</li> <li>・ 地域活動支援センター事業</li> <li>・ 日中一時支援など</li> </ul>	福祉課
福祉用具等の利用支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（補装具費）により、障がいによる身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給します。また、地域生活支援事業として、重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具については、地域の実情に応じて対応できる制度です。</p>	福祉課

## 施策（2）移動支援

事業名	内容	担当課
移動支援事業	障がい者が自立生活や社会参加をするために、円滑に外出できるよう、地域生活支援事業により移動を支援します。支援のためのマンパワーと事業者の確保が課題となっており、地域自立支援協議会や相談支援部会などにおいて検討し、十分な体制となるよう整備します。	福祉課
多様な移動手段の支援	障がい者が自立生活や社会参加を円滑に行えるよう、以下のような外出支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー利用助成</li> <li>・地域福祉バス利用料金助成</li> <li>・在宅重度心身障害者自動車燃料費補助</li> <li>・有料自転車駐輪場利用料金助成</li> <li>・障害者自動車改造費助成</li> <li>・障害者自動車運転免許取得費補助</li> <li>・生活サポート事業</li> </ul>	福祉課

## 施策（3）居住の場の確保

事業名	内容	担当課
居住支援	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、障がい者が自立した地域生活を送るために必要な生活の場の確保を支援します。グループホームは「親亡き後」の不安を含め利用ニーズが多いサービスであり、地域自立支援協議会や相談支援部会で確保策を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>	福祉課
施設入所支援	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、夜間の入浴、排せつ、食事の介護等の提供を行う、施設入所への支援を行います。	福祉課
多様な住まいの確保	障がいの特性やニーズに対応した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給に努めるとともに、関係機関や団体、企業とも連携し、バリアフリー化された民間住宅の普及を促進します。	福祉課
住宅改修への支援	身体に重度の障がいがある人が日常生活を容易にするため、住宅を改修する場合にその費用の一部を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者居宅改善整備費補助</li> </ul>	福祉課

## 施策（4）経済的支援

事業名	内容	担当課
各種手当の支給	<p>障がい者の経済的負担を軽減するため、以下のような各種手当等の支給を行います。今後も国や県の動向及び経済状況の変化を勘案しながら円滑な運用にあたります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当</li> <li>・特別障害者手当</li> <li>・障害児福祉手当</li> <li>・経過的福祉手当</li> <li>・在宅重度心身障害者手当</li> <li>・心身障害児通園奨励費補助</li> <li>・特定疾患見舞金</li> </ul>	福祉課
医療費の助成	<p>障がい者が必要とする医療やリハビリテーションなどの医療費負担を軽減するため、障害者総合支援法における自立支援医療による給付のほか、以下のような助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療給付（更生医療、育成医療、精神通院医療）</li> <li>・重度心身障害者医療費支給</li> <li>・身体障害者（児）・精神障害者診断書料等補助</li> </ul>	福祉課



## 基本目標3 保健・医療体制の充実

### 施策（1）健康管理・リハビリテーション等の支援

事業名	内容	担当課
健康管理の推進	中途障がいの原因ともなる生活習慣病を予防するため、健康教育、健康相談などの各種事業を実施します。	健康増進課
母子保健の充実	令和元年度より子育て世代包括支援センターを設置しており、きめ細やかな支援を行います。妊娠届出時から保健師等の専門職が面接を行い、切れ目のない支援を目指します。また、妊娠期から以下の事業を行います。 ・妊産婦訪問 ・赤ちゃん訪問 ・乳幼児健診	健康増進課
高齢障がい者等への支援	認知症や高次脳機能障がい、精神障がいを持つ高齢者も増加しています。高齢期における介護保険への移行、第2号被保険者の方の疾病や障がいの早期発見・早期診療による障害者手帳の取得、介護保険との併用について、ケアマネージャー等と連携し、研修を通じて適切なサービス調整に努めます。増加する認知症への対応として、認知症サポーター養成等による認知症の周知、認知症カフェ、介護者交流会の実施による介護者への支援及び若年性認知症者への支援を推進します。	福祉課 健康増進課

## 施策（2）医療体制の充実

事業名	内容	担当課
医療的ケアの充実	一般歯科診療所において診療が困難な障がい者に対し、専門歯科診療所における診療を実施します。また、たん吸引など医療行為が必要なため福祉サービスの提供を受けづらかった障がい者に対し、福祉サービスの現場や外出に伴い必要な医療の提供が受けられるよう保健センター、関係機関とも連携を取りながら自立支援協議会にて支援を進めます。 ・歯科診療	福祉課 健康増進課
医療費等の助成	障がい者が必要とする医療やリハビリテーションなどの医療費負担を軽減するため、障害者総合支援法における自立支援医療による給付のほか、以下のような助成を行います。 ・自立支援医療給付(更生医療、育成医療、精神通院医療) ・重度心身障害者医療費支給 ・身体障害者（児）・精神障害者診断書料等補助	福祉課
緊急医療体制の確保	緊急時に障がい者に対して適切かつ速やかな対応が行われるよう、埼玉県や保健センター、医師会との連携を図りながら、緊急時の医療体制の充実を検討します。医師会や消防との連携を図り、今後さらに障がい者全体としての医療体制整備を進めます。	福祉課 健康増進課
難病患者への支援体制の整備	障害者総合支援法が施行され、難病患者等も障がい福祉サービスの対象となっており、制度の変更や利用可能なサービスへの相談に適切に対応できるよう、支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康増進課

## 施策（3）精神保健福祉の充実

事業名	内容	担当課
精神障がい者相談体制の充実	<p>精神障がい者や家族に対するきめ細やかな相談窓口（体制）を充実させるため、医療機関、保健所などと連携を取りながら、精神障がい者やその家族に対して障がい福祉サービス等の情報提供や相談が受けられる体制を整えます。相談件数の増加に伴い、対応困難な内容も増えており、引き続き精神障がい専門の相談体制強化と質の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉相談</li> <li>・こころの健康相談「保健師、精神保健福祉士、精神科医師」</li> </ul>	福祉課
こころの健康づくり事業の推進	<p>妊娠期からこころの健康づくりを進め、家族や地域とのつながりを大切にしながら健全なこころの健康や社会生活を支援するとともに、こころの健康講座などを開催することで正しい知識の普及に努めます。今後も世代や社会の変化に合わせて内容の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのセミナー</li> <li>・精神保健福祉講座</li> </ul>	福祉課
地域交流事業の促進	<p>地域住民と精神障がい者との交流の場をつくり、精神障がい者に対して地域住民の理解と協力を得るための事業で、コロナ禍により中断されていましたが、今後再開していく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流会</li> </ul>	福祉課
精神障がい者の医療の充実	<p>精神医療センター・保健所や医療機関、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害者支援センターとの連携を図りながら、適切な医療の確保やデイケア及び緊急医療体制の充実を働きかけます。</p>	福祉課
うつ病・自殺対策の充実	<p>うつ病の早期発見、治療につながるよう、こころのサポーター養成講座等を開催します。また、相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。自殺対策の講座や講演会などにより住民の理解を深めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのサポーター養成講座、ゲートキーパー研修</li> <li>・相談支援者研修会</li> <li>・こころの体温計</li> </ul>	福祉課

## 基本目標4 障がい児支援の充実

## 施策（1）子どもの成長支援

事業名	内容	担当課
早期発見・早期対応の体制づくり	乳幼児健診等における疾病や障がいの早期発見とともに、健診後の早期対応につながるよう、以下のような相談・指導を行います。また、医師による専門的な助言・精査が必要なときは、専門医療機関を案内し、必要に応じ連携を図って支援を行います。 ・臨床心理士による「子どもの心理相談」 ・言語聴覚士による「ことばの相談」 ・経過観察が必要な児を対象とした「親子教室」	健康増進課
療育支援の充実	児童発達支援事業所「みどり学園」で言語聴覚士による個別の言語指導や、特別支援教育コーディネーターによる生活指導、療育相談を行います。言語指導、機能訓練等の充実を図るとともに、早期対応の必要な障がい児の把握に努め、よりよい療育支援が受けられる体制づくりを進めます。	こども支援課 健康増進課
継続した支援体制の確立	出生もしくは障がいの発生・発見されたときから高校を卒業するまで、当該障がい児の障がい特性や個性を考慮した上で、一貫した方針で支援できる体制整備を地域自立支援協議会障がい児支援検討部会で検討します。関係各課や関係機関との連携が図られたことで、学校生活のみならず、放課後の生活や保護者状況についても把握できるようになってきました。今後は、民間団体等へと幅を広げたより一層の連携強化を図ります。	福祉課 健康増進課 こども支援課 学校教育課
障がい児の親への支援体制の確立	障がい児の健全育成のために親に対する支援策を地域自立支援協議会障がい児支援検討部会で検討します。 「家族のための情報交換会」はコロナ禍により停止していましたが、令和5年度より再開しました。現在、経過観察が必要な未就学児において、「親子教室」でフォローを行っていますが、就学児移行の支援体制についても検討し、充実を図ります。	福祉課 健康増進課 こども支援課 学校教育課

### 施策（2）保育・教育支援の充実

事業名	内容	担当課
統合保育の推進	様々な障がいを持つ子どもに対応できる保育の在り方を検討するとともに、関係機関との連携を進め、幼稚園や保育所での障がいのある子どもの受け入れを推進します。現在、各保育所で障がい児保育を行っていますが、保育士等の人材確保が課題です。今後は、障がい児保育教育研修への支援とともに、民間保育所への職員加配に対する補助も検討します。	こども支援課
保育・教育相談の充実	障がいを持つ子どもの能力や適正に応じた保育・教育ができるよう、相談体制を整備するとともに、適正な就学相談を進めます。保育所から小学校への申し送りにおいて、保育所・小学校と保護者の連携を深めるため、各連携機関とも協力しながら相談体制を強化します。	こども支援課 学校教育課

### 施策（3）学校教育の充実

事業名	内容	担当課
特別支援教育の推進	障がいのある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習の際の困難を改善・克服するための必要な支援を行います。今後の教育的ニーズの動向を見守りながら、特別支援学級の新設等を検討します。	学校教育課
教職員研修の充実	特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や障がい児への適切な対応に向け、研修会や講習会などへの参加を促し、教職員の知識と技術の向上を進めます。すべての教員の専門性が向上できるよう、県や特別支援学校等からも講師を招き、より一層研修を充実していきます。	学校教育課
学校施設の整備	様々な障がいを持つ児童・生徒に対応できるよう、小・中学校のスロープ設置、トイレ改修等、施設のバリアフリー改修を実施するほか、障がいのある児童・生徒が登校する小・中学校のトイレ改修を行い、整備を進めます。	教育総務課

## 施策（4）放課後支援の充実

事業名	内容	担当課
学童保育室の充実	現在町内5つの小学校に設置されている学童保育室において、特別支援学級に通う児童を受け入れ保育しています。放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の確保を進めます。専門性のある職員の配置と障がい児に対する加配が課題です。今後は、障がい児教育研修への支援を推進します。	こども支援課
地域生活支援事業の活用	特別支援学級に通う児童の放課後対策や長期休暇中の対応については主に放課後等デイサービスで対応しています。それ以外の一時的な支援事業として、日中一時支援事業や生活サポート事業を活用した支援を行っています。特に日中一時支援事業については、事業所の数が少なく十分なサービス提供ができていないという声があります。また、医療的ケアの必要な子どもが利用できる放課後等デイサービスなども求められており、多様化するニーズに対応した提供事業者の確保に努めます。	福祉課

## 基本目標5 社会参加への支援

### 施策（1）就労の支援

事業名	内容	担当課
就労相談の充実	障がい者就労支援センターを町で設置し、毎年度1回、町観光産業課、所沢公共職業安定所、埼玉障害者職業センターとの連携のもと、就労を希望する障がい者に対し相談事業を実施します。	福祉課 観光産業課
障がい者雇用の促進	民間企業に対し障がい者の雇用拡充について働きかけるとともに、公的機関における業務や職員配置の検討の際、障がい者の採用を促進します。	観光産業課 総務課 福祉課
就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	町障がい者就労支援センターにおける相談事業が円滑に進むよう就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワークなどとも連携を取りながら、就労に必要な知識や能力を高め、特性に合った働く場の確保などの就労支援を行います。また、新たに学校を卒業する生徒に対しては、在学中から学校と連携し就労に向けた支援を行います。就労移行支援利用者の就労に向けた、体制整備を検討します。	福祉課
職業訓練の推進	埼玉障害者職業センターの行う職業開発や職業相談、職業準備訓練、職業講習についての情報提供を行うとともに、利用の促進を図ります。また、周辺市町と連携した職業訓練などを行う施設の確保に向けた検討を進めます。	福祉課
就労に向けた生活習慣の確立への支援	町障がい者就労支援センターを中心に、障がい当事者の生活状況を把握した上で相談支援事業所とも連携し、就労に向けた生活習慣の確立を目指し、また、作業などを通して就労に向けた準備を行います。	福祉課
就労支援のネットワークづくり	就労支援については、ハローワークや町障がい者就労支援センター、関係事業所、特別支援学校などと連携し対応しています。就労支援体制の強化に向けて、地域自立支援協議会就労支援部会を通じ、作業所との連携、ネットワークづくりを検討します。	福祉課

## 施策（2）福祉的就労の充実

事業名	内容	担当課
福祉的就労の場の拡充	通常の就労が困難な障がい者に対し、福祉的就労の場を確保し、仕事を通じた社会参加や自己表現、交流などを支援します。	福祉課
障がい者施設生産物の販売支援	福祉的就労を支援するため、行政はもとより民間企業に対しても、町内の共同作業所や小規模作業所などの障がい者支援施設で生産している物品の購入を働きかけます。平成26年度より、障がい者支援施設等からの物品等の調達方針を作成し、庁内に周知しています。今後は民間企業へも働きかけを行います。	観光産業課 福祉課

## 施策（3）生涯学習の推進

事業名	内容	担当課
情報提供の工夫	生涯学習についての情報提供に際して、障がい者の受け入れが可能なものについては広報などでわかりやすく伝えるなど、情報提供の工夫を行います。	福祉課 社会教育課
ボランティアの確保	各分野で活躍している指導者の方々をボランティアとして学んでいる方の要請に応じるために活用を図ります。障がい者支援に適した指導者により、障がい者の学習サポートの充実を図ります。	福祉課 社会教育課
図書館事業の充実	障がい者施設への貸出や読み聞かせ事業、点字つき絵本の作成などを通じ、障がい者が図書に触れ合える機会の充実を図ります。	図書館
公民館事業の充実	各公民館で開催している事業について、障がいのある人も参加できる企画などを検討するとともに、わかりやすい広報を行うなど、障がい者の参加促進を図ります。現在行っている手話サロンを、今後も福祉課と共同で開催します。公民館事業に、手話通訳者や帯同ボランティアの協力を得て、障がいのある人たちが参加しやすい環境を整えます。	公民館



## 施策（４）スポーツ・文化活動の推進

事業名	内容	担当課
自主サークルなどの活動支援	障がい者同士で自主的に行う学習・文化活動を支援するため、公共施設等を活用した活動場所の提供を行います。	福祉課 公民館
スポーツ・レクリエーション施設の充実	障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できるよう施設の整備や改善に努めます。体育施設の受付に筆談用コミュニケーションボードの設置をしています。障がいのある人もない人も、誰もが訪れやすいように、施設の整備等を含め検討します。	文化・スポーツ推進課
スポーツ・レクリエーション推進事業への参加促進	スポーツ関係団体と連携し、障がい者のスポーツ・レクリエーション事業への参加を促進するとともに活動を支える指導員やボランティアの育成などに努めます。障がい者の参加促進や指導員の育成は十分とはいえないため、引き続きスポーツ推進審議会においてポッチャ等の取組を進めます。 また、令和7年度に行われる2025年デフリンピック東京大会において、マレーシアとのトレーニングキャンプに関する覚書を締結しており、本大会を通じてスポーツへの参加促進に取り組めます。	文化・スポーツ推進課
芸術文化活動への参加促進	三芳町芸術文化推進基本計画に基づき、関係団体と連携し、障がい者の芸術文化活動の取組を推進するため、障がい者の方も参加できるワークショップの開催や、福祉施設でのアウトリーチ活動など、芸術文化を身近に感じてもらい、気軽に参加できる仕組みづくりを行います。	文化・スポーツ推進課
町民体育祭への参加促進	毎年10月に開催される町民体育祭について、障がい者の参加しやすい競技などを検討するとともに、ボランティアの確保などを進め、障がいのある人もない人も、ともに楽しめるイベントとなるよう働きかけます。障がい者が中心となって参加できる競技や障がい者へのボランティアの確保は決して十分とはいえません。今後は、既存のルールの変更や、誰もが参加し楽しめる競技を増やしていくなどの対応も検討します。	文化・スポーツ推進課

## 基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

### 施策(1) 福祉のまちづくり

事業名	内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進	障がい者に限らずすべての人に対して使いやすい生活道路や歩道等の整備を進めるとともに、子どもの安全性の確保に努め、埼玉県福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法などに基づき、人にやさしいまちづくりを推進します。	都市計画課 道路交通課 福祉課
公共施設のバリアフリー化	障がい者をはじめ、高齢者や乳幼児連れの母親など様々な人たちにとって使いやすい施設となるよう、町内の公共施設のバリアフリー化を促進します。	施設マネジメント課 福祉課
情報バリアフリーの推進	福祉に関する情報はもとより、災害時やイベントなどでの情報発信の際には、音声や手話、筆談など障がいの状況に応じた多様な手段による情報提供ができるよう検討します。近年の情報通信機器の発展を活用し、音声情報では「防災無線ききかえし装置」、文字情報では「登録制メール、X(旧 Twitter)、LINE、エリアメール」などの複数の手段による伝達の工夫を行います。	自治安心課 福祉課

## 施策（2）防犯・防災対策の推進

事業名	内容	担当課
緊急通報体制の充実	一人暮らしの障がい者等に対して、急病・事故などの緊急時のための緊急時連絡システムを継続します。緊急通報システムの内容について、利用者を含め検討し、利用しやすい体制を整備します。聴覚障がい者及び防災無線が聞こえにくいという方に向け、LINE 配信等を開始し、文字情報等の充実を進めます。	福祉課
災害時要援護者対策の充実	災害時の障がい者の避難や救助を迅速に行えるよう、災害時要援護者の登録や名簿作成などに取り組み、地域住民と連携したネットワークづくりを進めます。行政区・民生委員・消防団等で構成される要援護者避難支援プラン推進会議を中心に検討しており、毎年11月を登録促進月間として周知を図ります。名簿の登録・更新及び避難支援者の選定を充実させ、実行性の高いものとし、個別計画の策定を進めます。	自治安心課 福祉課
避難所での障がい者支援	避難所への医師の派遣に関しては三芳医会との協定、災害時要援護者の避難所生活に関しては三芳町福祉施設連絡協議会会員施設との協定を締結しています。避難所用エアマット、プライベートテント、ダンボールベッド、オストメイトトイレ、車イス、シチュー缶、おかゆ等の要援護者向け備蓄を進めるとともに、避難所ガイドラインを策定し要援護者等に配慮した運営を明記しています。避難所運営を行う住民が円滑に障がい者支援を行えるよう訓練、啓発を進めるとともに引き続き要援護者向けの備蓄品の充実を図ります。	自治安心課 福祉課
防犯情報の配信	近隣（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の不審者情報や緊急情報などを東入間警察と連携してリアルタイムでメール配信する「発するF・M」の防犯・防災ネットワークの普及に協力します。平成28年2月東入間警察と区長会と町の3者で犯罪情報の住民提供等に関する協定を締結し、重要犯罪について音声と文字によるタイムリーな情報の配信を行う体制を強化します。	自治安心課
消費者保護の取組	悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害に遭わないよう、注意喚起・啓発に努めます。	観光産業課 福祉課

## 基本目標7 地域福祉の推進

### 施策（1）あいサポート運動の推進

事業名	内容	担当課
啓発活動の推進	障がいや障がい者への理解を深めるため、広報や福祉講座、講演会など、様々な機会を通じて「あいサポート運動」の理念について啓発活動を進めます。各小・中学校の福祉教育担当者を対象とした「あいサポート運動」研修会、町内中学校における生徒対象の「あいサポート運動」研修会を継続して実施します。 ・広報みよしの活用 ・人権問題講習会	福祉課 学校教育課
職員研修の充実	町職員に対してノーマライゼーションの理念を深め、障がい者に対する適切な対応や支援ができるよう、職員研修において「あいサポーター研修」を実施します。	総務課
ボランティア活動の支援	社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、障がい者を支援するボランティアの活動支援、小・中学生へのボランティアの啓発や支援を行います。また、障がいの特性を知り、必要な配慮を学ぶ「あいサポーター研修」を住民や企業に向け実施し、ボランティア活動に取り組む気持ちを支援します。	福祉課 社会教育課

## 施策（2）交流の場の充実

事業名	内容	担当課
交流保育の推進	障がいのある児童と保育所、小・中学校、高齢者などとの交流保育、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒との交流を推進します。障がい児に対する専門的な保育を行える職員の不足から、児童一人ひとりに適した交流を行うことが困難な状況であり、職員への研修支援や専門性の高い職員の確保に努めます。	学校教育課 こども支援課 福祉課
みよしまつりの開催	毎年9月に開催されるみよしまつりについて、障がい者や障がい者支援団体などの参加に配慮し、さらなる充実を図ります。会場には、スロープや優先席、車イスでも使用可能な仮設トイレを設置します。	自治安心課
福祉まつり事業への協力・支援（社会福祉協議会への協力事業）	社会福祉協議会主催により毎年11月に開催される福祉まつり（障がい者と健常者の交流を通し、福祉への理解を深め、地域福祉の向上を図る事業）への協力・支援を行います。	福祉課
町民文化祭の開催	毎年開催される町民文化祭において障がい者や障がい者関係団体などの参加を促し、交流の機会を増やしてノーマライゼーションの文化祭づくりを進めます。	公民館
地域での交流活動の充実	社会福祉協議会の行う地域での交流活動を支援し、障がい者と地域住民の参加による地域活動を推進します。	福祉課

### 施策（3）当事者団体の育成支援

事業名	内容	担当課
障がい当事者団体等の活動支援	障がい当事者団体や支援団体の活動に対して、活動場所の提供や活動に関する広報の充実などの支援とともに、団体が主体的に活動できるような支援を検討します。	福祉課
団体間のネットワークづくり	障がい当事者団体等の相互理解や交流、連携強化に向け、団体間のネットワークづくりを推進します。	福祉課


### 施策（4）当事者参加の推進

事業名	内容	担当課
まちづくりへの参画	障がいのある人の意見や提案もまちづくりに反映するため、DXを活用した意見聴取等、まちづくりに参加しやすい環境を整え、様々な分野のまちづくりへの障がい当事者の参加を促進します。	福祉課 (全課)
福祉施策検討への参画	各種施策の実施に際して障がい者やその家族の声を的確に反映するため、町と障がい当事者、関連団体が意見交換できる場の設置を検討します。	福祉課

# 第 5 章 障がい福祉サービスの推進

---

(第7期三芳町障がい福祉計画・第3期三芳町障がい児福祉計画)







# 1 障がい者福祉サービスの見込み量と確保策

## (1) 訪問系サービス

### ■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### ■見込み量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	34人	34人	35人
	276時間	297時間	320時間
重度訪問介護	1人	1人	1人
	640時間	640時間	640時間
行動援護	18人	20人	23人
	45時間	50時間	55時間
同行援護	18人	19人	20人
	66時間	72時間	78時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間

### ■見込み量の確保に向けて

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者の利用増加に伴い、サービス利用者が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援及び就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援及び就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般就労へ移行した障がいのある人が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

■見込み量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,806 人日分	1,976 人日分	2,162 人日分
	75 人	78 人	81 人
自立訓練（機能訓練）	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	93 人日分	87 人日分	81 人日分
	5 人	4 人	4 人
就労継続支援（A型）	97 人日分	92 人日分	87 人日分
	6 人	5 人	5 人
就労継続支援（B型）	863 人日分	769 人日分	685 人日分
	58 人	57 人	56 人
就労定着支援	12 人	14 人	16 人
療養介護	5 人	5 人	5 人
短期入所（福祉型）	128 人日分	140 人日分	153 人日分
	3 人	3 人	2 人
短期入所（医療型）	8 人日分	8 人日分	8 人日分
	1 人	1 人	1 人

■見込み量の確保に向けて

【生活介護】

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

【自立訓練（機能訓練、生活訓練）】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援】

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、近隣市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討します。

【療養介護】

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

【短期入所（ショートステイ）】

既存施設などと協議して、ショートステイの充実に働きかけます。

(3) 居住系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用して障がいのある人が、居宅における生活を営むために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行います。
共同生活介護（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

■見込み量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活介護（グループホーム）	33人	36人	39人
施設入所支援	33人	33人	33人

■見込み量の確保に向けて

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等に伴い、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。必要となったときに十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

(4) 相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援（地域移行支援）	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域相談支援（地域定着支援）	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

■見込み量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	76人	97人	124人
地域相談支援（地域移行支援）	1人	1人	1人
地域相談支援（地域定着支援）	1人	1人	1人

■見込み量の確保に向けて

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、心じみ野市と連携し25事業所(当町区域6事業所含む)を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」、「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、自立支援協議会相談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化します。

## (5) 障がい児通所支援

### ■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。

### ■見込み量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	497 人日分	550 人日分	608 人日分
	62 人	66 人	70 人
放課後等デイサービス	1,486 人日分	1,653 人日分	1,839 人日分
	191 人	216 人	244 人
保育所等訪問支援	23 人日分	38 人日分	64 人日分
	11 人	17 人	25 人
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人

### ■見込み量の確保に向けて

「みどり学園」、「青空」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業所とも連携を図ります。

## (6) 障がい児相談支援

## ■サービスの概要

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定時の障がい児支援利用計画案の作成や、サービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。

## ■見込み量

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	29人	33人	38人

## ■見込み量の確保に向けて

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し25事業所（当町区域6事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう自立支援協議会の相談支援部会、障がい児支援検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化します。

## 2 地域生活支援事業の見込み量と確保策

### (1) 地域生活支援事業

#### ■事業の概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベントの開催など、各種研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う取組を支援します。
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<p>&lt;基礎的事業&gt; 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>&lt;機能強化事業&gt; センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>
日中一時支援事業（任意事業）	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

■見込み量

種類	単位	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人数	5人	6人	7人
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	331人	324人	318人
手話通訳者設置事業	箇所	1箇所	1箇所	1箇所
日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	給付件数	1件	1件	1件
自立生活支援用具	給付件数	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	給付件数	6件	7件	8件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	給付件数	846件	892件	940件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人数	1人	1人	1人
移動支援事業	人数	13人	14人	14人
	時間数	338時間	320時間	303時間
地域活動支援センター	箇所	0箇所	0箇所	0箇所
その他事業				
日中一時支援事業	人数	5人	4人	4人

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。



**■見込み量の確保に向けて****①相談支援事業**

3障がいすべての相談を福祉課で実施しています。また、富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を町単独での委託とし、相談対応人数を増やしてさらに体制を整えました。一人ひとりが、その人の実情に合った確かな情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制を強化します。

**②成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談、支援を行います。

**③意思疎通支援事業**

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。

町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、要約筆記奉仕員養成講習会を実施します。

**④日常生活用具給付等事業**

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に応じた日常生活用具を給付します。

**⑤移動支援事業**

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業所が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

**⑥地域活動支援センター事業**

基礎的事業及び機能強化事業については、2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助をしていましたが、利用対象者の障がい状況より、平成28年10月から障害者総合支援の生活介護へ移行しました。

**⑦日中一時支援事業**

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

### 3 令和8年度の目標値

国は、基本指針において、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下「成果目標」という。）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量を見込むことが適当としています。

本町においては、この指針及び地域の実情を踏まえ、計画期間最終年度の令和8年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数（A）	32人	目標値の基準値
≪目標≫ 福祉施設から地域生活への移行者数	2人	Aの6%以上

#### （参考）国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■ 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p>	<p>■ 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p>

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活への移行を推し進めていくため、地域自立支援協議会やその専門部会なども活用し、令和8年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

(参考) 国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活日数の平均に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</li> <li>■別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。</li> <li>■退院に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。</li> </ul>	<p>国基本指針のとおり</p>

(3) 地域生活支援の充実

自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所等による緊急時の受入体制等の確保、専門的な相談ニーズに対する支援など、地域での生活を支援する支援拠点等について、自立支援協議会やその専門部会などにおいて検討します。

また、強度行動障がい者に関する支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項目	目標値
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有
運用状況の検証・検討実施回数	1回
強度行動障がいを有する者に関し、支援体制の整備	無

(参考) 国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>■強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>	国基本指針のとおり

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値
一般就労への移行者数	【実績】 令和3年度 5人
	【目標値】 令和8年度 6人
就労移行支援	【実績】 令和3年度 3人
	【目標値】 令和8年度 4人
就労継続支援A型	【実績】 令和3年度 1人
	【目標値】 令和8年度 1人
就労継続支援B型	【実績】 令和3年度 1人
	【目標値】 令和8年度 1人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	【目標値】 令和8年度 1事業所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	【目標値】 令和8年度 0事業所

(参考) 国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。</p> <p>■ 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>■ 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p> <p>■ 一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>国基本指針のとおり</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値
児童発達支援センターの設置数	2箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	無
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1事業所
医療的ケア児等支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置の有無	有

(参考) 国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>■聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。</p> <p>■重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>■医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>国基本指針のとおり</p>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値
基幹相談支援センターの設置の有無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	6件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	10回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	10回 / 3事業者
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	4部会 / 10回

(参考) 国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置</li> <li>■ 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保</li> <li>■ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制の確保</li> </ul>	国基本指針のとおり

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値
障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用した、事業所等との共有体制の有無及び実施回数	有 / 12回

(参考) 国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■令和8年度末までに、以下の取組を実施する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用</li> <li>②計画的な人材養成の推進</li> <li>③障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有</li> <li>④指導監査結果の関係市町村との共有</li> </ul>	国基本指針のとおり



## 4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

### （1）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する利用者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

### （2）確実な情報提供

「障害者総合支援法」の施行など、障がい福祉サービス提供の基盤となる法律の改正が相次いでいます。サービスの対象となる人やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページや声の広報なども活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

### （3）施設整備の方針

グループホームを含め、各種の施設等の整備においては、近隣市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設等の整備に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業により、必要な量の確保に努めます。

### （4）サービスが利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。



# 第 6 章 計画の推進に向けて

---





## 1 計画の推進のために

### (1) 障がいのある人のニーズ把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がい当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

### (2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、町民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、より良い地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

### (3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

### (4) 持続可能な制度の構築

今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人に必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

### (5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

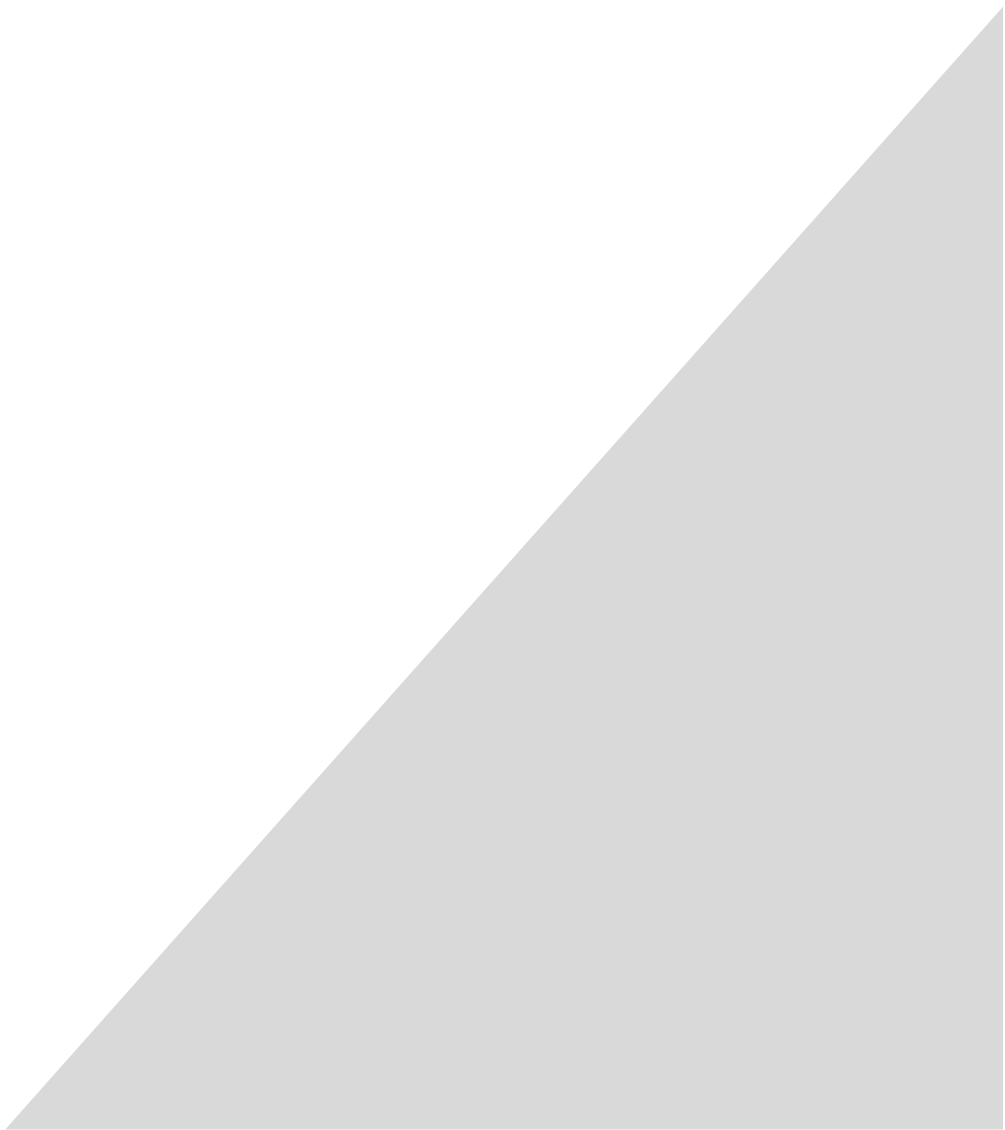
本町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。

### 【 三芳町 福祉計画策定審議会 】



# 資料編

---







# 1 三芳町福祉計画策定審議会条例

平成3年6月20日  
条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 医師
- (4) 社会福祉施設長
- (5) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）抄

（施行期日）

第1条この条例は、平成23年5月1日から施行する。

## 2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿

◎=会長、○=副会長

氏名	条例第3条に基づく選出区分	所属	
渋谷 勝	1号委員	識見を有する者	三芳町校長会
蕪木 忠政	1号委員	識見を有する者	三芳町民生・児童委員協議会
阿部 憲一	1号委員	識見を有する者	三芳町商工会
森田 不二夫	2号委員	住民代表	ウイング参加ボランティア
平原 ひろみ	2号委員	住民代表	障害者相談員
安藤 幸男	2号委員	住民代表	三芳町身体障害者福祉会
◎丸山 直記	3号委員	医師	三芳医会
鈴木 市郎	4号委員	社会福祉施設	かしの木ケアセンター
菊池 康	4号委員	社会福祉施設	入間東部みよしの里
○須田 勉	4号委員	社会福祉施設	三芳太陽の家
川村 有紀	4号委員	社会福祉施設	多機能型事業所 青空
齋藤 拓朗	5号委員	社会福祉協議会	三芳町社会福祉協議会

敬称略

### 3 策定経過

日付	会議名等	内容
令和5年7月3日(月)	第1回三芳町 障がい者福祉計画策定審議会	(1) 会議の公開について (2) 三芳町障がい者福祉計画について (3) アンケートについて (4) その他
<p>「三芳町障がい者福祉に関する実態調査」実施 (実施期間：令和5年7月24日(月)～令和5年8月9日(水))</p> <p>「三芳町障がい者福祉計画策定のための団体調査」実施 (実施期間：令和5年8月17日(木)～令和5年9月29日(金))</p>		
令和5年10月16日(月)	第2回三芳町 障がい者福祉計画策定審議会	(1) 計画骨子について (2) 障がい者を取り巻く状況について (実態調査結果概要報告) (3) 計画の理念及び基本目標について (4) その他
令和5年11月29日(水)	第3回三芳町 障がい者福祉計画策定審議会	(1) 計画の基本的な考え方と施策について (2) 障がい者福祉サービスの推進について (3) 計画の推進及び今後のスケジュールについて (4) その他
<p>「パブリック・コメント」実施 (実施期間：令和5年12月21日(木)～令和6年1月19日(金))</p>		
令和6年2月14日(水)	第4回三芳町 障がい者福祉計画策定審議会	(1) パブリック・コメントの結果について (2) 計画(案)に対する最終検討 (3) 答申

三芳町障がい者福祉計画  
第7期三芳町障がい福祉計画  
第3期三芳町障がい児福祉計画  
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

---

発行：埼玉県入間郡三芳町  
編集：三芳町 福祉課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1  
電話：049-258-0019 (代表)  
F A X：049-274-1051

---